

都市・環境常任委員会
決算常任委員会都市・環境分科会

(平成27年9月11日)

○ 加藤清助委員長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより都市・環境常任委員会を開会いたします。

冒頭に、今回の委員会中に所管事務調査として実施したいという事項がありましたら、申し出ていただきたいと思います。所管部局のほうの準備もあるかと思しますので、その他事項でということですが、特にございませんか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

それでは、なしというふうを確認させていただいて、もう一つですが、休会中の所管事務調査、いつものようなことですが、休会中の所管事務調査につきましては、今期の審査が全部終了後、皆さん方のほうから休会中にこういうことを所管事務調査でやっではどうかという提案を受けたいと思しますので、また考えておいていただいて、最後の日に提案をお受けしたいというふうに思います。

それから、本日は上下水道局から審査に入ってまいります。審査は、先般開かれました都市・環境常任委員会議案聴取会で何人かの方々から資料請求がございました。その資料請求について、準備いただいた資料のポイントを簡潔に説明いただいて、それから決算及び予算にかかわって全体の質疑をお受けしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

傍聴に、市民の方がお一人入られていることを報告申し上げます。

議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

特別会計

農業集落排水事業特別会計

議案第19号 平成26年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

議案第20号 平成26年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

○ 加藤清助委員長

それでは、ただいまより、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計のうち、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第19号平成26年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第20号平成26年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定についてを一括議題といたします。

冒頭に上下水道事業管理者よりご挨拶がございましたら、どうぞ。

○ 倭上下水道局事業管理者

皆様、改めまして、おはようございます。

今、委員長のほうからございましたように、本日は上下水道局にかかわります決算認定3議案について、この後また改めて説明をさせていただきますので、ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

加えまして、また後ほど、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）について、協議会ということでご意見を賜りたいと思ひますので、あわせて本日はよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

それでは、冒頭に申し上げましたように、追加資料の説明から入っていきたくと思ひます。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田です。よろしくお願いいたします。

お手元に配付させていただいております都市・環境常任委員会関係資料、インデックスで1と2とついているもの、こちらのほうのご用意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

インデックスのほうの1をお願いいたします。

決算常任委員会都市・環境分科会追加資料に基づいてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、目次ですけれども、追加資料5点につきまして、1、事業概要の推移について、1-1水道事業、1-2下水道事業、2、人件費と委託料の増減要因について（水道事業）、2-1として人件費と委託料の増減要因、2-2としてお客様センター業務委託の5年間推移、3としまして給与・賃金等の増減要因について（下水道事業）、4、経営シミュレーションについて、4-1水道事業、4-2下水道事業、5、処理原価について（下水道事業）の順でご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

1、事業概要の推移、1-1水道事業につきましてご説明を申し上げます。

(1)の業務量の状況につきましては、過去10カ年の推移につきまして、記載のとおりでございます。区分の欄の3つ目の給水人口と8つ目の年間有収水量につきましてはグラフ化をしております。緑色が給水人口で、赤色が年間有収水量でございます。給水人口は、平成22年度から減少傾向で、年間有収水量につきましても、平成17年度以降大口利用者の工業用水への切りかえや節水機器の普及、また節水意識の高まりにより、減少傾向にございます。平成21年度と平成22年度が横ばいでありまして、平成22年度が猛暑であったことによります。

資料の2ページをお願いいたします。

(2)給水原価等につきまして、過去10カ年の推移につきましては記載のとおりでございます。供給単価は給水収益を年間有収水量で割ったもので、給水原価は収益的支出の営業費用と営業外費用をあわせました経常費用を年間有収水量で割ったものになります。

平成26年度の給水原価につきまして、地方公営企業法の改正に伴う新会計制度適用によりまして、国からの通知により、経常経費に含まれます減価償却費について、長期前受金戻入相当額、2億3345万円を減価償却費から控除しております。平成26年度の注1、注2ですが、新会計制度により算出しました給水原価は176.35円ですが、旧制度で算出したし

ますと182.81円になります。それにあわせまして、原価回収率のほうは100.94%となります。

グラフは、供給単価を黄色で、給水原価を水色の斜線の棒グラフで示させていただいております。原価回収率のほうはピンクの折れ線でございます。折れ線グラフの平成26年度の緑色の線で示させていただいておりますのが旧制度で算出した場合の原価回収率です。また、平成26年度の水色斜線部分の上にありますピンク色の点線で囲んでいる部分が長期前受金戻入相当分でございます。

原価回収率、ピンク折れ線のグラフで、平成22年度に回収率がよくなっておりますのは、受水費の料金会計により経常経費が減少したことによります。

資料の3ページをお願いいたします。下水道事業におけます事業概要についてご説明申し上げます。

(1)の業務量の状況につきましては、水道事業と同様に、過去10カ年の推移につきましては記載のとおりでございます。

区分の欄の5つ目の水洗化戸数と11の欄の年間有収水量につきましてグラフ化しております。青色が水洗化戸数で、赤色が年間有収水量でございます。水洗化戸数の増加に伴い有収水量も増加傾向にはございますが、平成26年度は節水意識の高まりに加えて冷夏の影響もあり、平成25年度比で減少となっております。

資料の4ページをお願いいたします。

(2)の使用料単価、処理原価の過去10カ年の推移につきましては記載のとおりでございます。使用料単価は、料金収入を有収水量で割ったもので、処理原価は污水处理費に係る収益的支出の営業費用と営業外費用をあわせました経常経費を年間有収水量で割ったものでございます。平成26年度の処理原価につきましては、水道事業同様に、経常経費に含まれます減価償却費について、長期前受金戻入相当の17億3912万円を減価償却費から控除しております。平成26年度の注1、注2についてですが、新会計制度によりまして算出しました処理原価は207.86円ですが、旧制度に算出いたしますと232.21になります。それにあわせまして、原価回収率は65.8%になります。

グラフは、使用料単価を黄色で、処理原価を水色の斜線の棒グラフで示させていただいております。原価回収率はピンク色の折れ線でございます。折れ線グラフの平成26年度の緑色の部分で示させていただいておりますのが旧制度で算出した場合です。また、平成26年度の水色の斜線部分の上にありますピンク色の点線で囲んでいる部分が長期前受金戻入

相当額でございます。原価回収率はピンクの折れ線のグラフで、平成20年度に回収率がよくなっておりますのは、下水道使用料の料金改定により使用料単価が増加したことにより
ます。

資料の5ページをお願いいたします。

人件費と委託料の増減要因、水道事業につきましてご説明申し上げます。

人件費と委託料の合計額が平成26年度比で増加した要因についてですが、人件費と委託料の合計額は、平成26年度は15億1375万円、平成25年度が13億9451万円で、平成25年度比1億1924万円の増となっております。

人件費につきましては、新会計制度の適用によりまして、賞与引当金繰入額として3829万2000円の増によります。主な増減要因の欄に太字で記載させていただいておりますが、賞与引当金繰入額は翌年6月に支給いたします期末・勤勉手当につきまして、12月から3月の4か月分を賞与引当金に計上するために執行したもので、平成26年度から新たに発生したものでございます。

委託料につきまして、平成25年度比で増加している主な要因といたしましては、特殊要因として、主な増減要因の欄に太字の二重線で記載させていただいておりますが、平成26年度に新たに発生しました鈴鹿川派川水道施設撤去工事8827万8000円につきましては、旧楠町におきまして昭和34年に鈴鹿川派川に収水管を設置し、平成15年に用途廃止されたものですが、撤去につきましては国と協議し、国が施工いたします鈴鹿川河川敷改修工事にあわせて撤去したもので、撤去工事を国に工事委託したものでございます。

料金システムの改修業務1948万円につきましては、平成27年度の運用開始に向けて、クレジット収納に係るシステムの改修費用でございます。平成26年度に新たに発生しました賞与引当金の繰入額、鈴鹿川派川水道施設撤去工事、クレジット収納に係るシステムの改修、合計1億4605万円が増加したことによります。

6ページをお願いいたします。

お客様センター業務委託の5年間の推移につきましてご説明申し上げます。

水道の使用開始や中止の受付、水道メーターの検針、納付書の発送や料金収納など、上下水道局に関係します業務につきまして、3年ごとの公募型プロポーザル方式により業務を決定し、現在は第一環境株式会社に委託をしております。

なお、平成24年度につきましては、排水管の布設状況等の窓口の問い合わせや、給水装置工事や開発申請の相談、審査及び断水等の現場作業、給水工事の竣工現場検査などが増

加していることから、窓口時間の解消やお客様対応を拡充するため、給水審査業務の一部を業務委託に追加しております。

5年間の推移につきましては記載のとおりでございますが、平成22年度から平成24年度の3カ年の契約金額につきましては、消費税を抜きまして5億8500万円、各年度1億9500万円でございます。平成24年度から業務委託とした給水審査業務の一部につきましては別途委託契約をしております。平成25年度から平成27年度の3カ年につきましては、平成24年度に別途契約いたしました給水審査業務を含めました3カ年の契約金額は、消費税を抜きまして6億1494万円で、各年度2億498万円でございます。

資料の7ページをお願いいたします。下水道事業の給与・賃金等の増加要因につきましてご説明申し上げます。

給与、賃金、動力費、薬品費、委託料の4点の増加要因につきまして、1点目の給与、賃金の増につきましては、給与・手当等は正職員1名の減、再任用職員2名の増と、平均年齢が0.9歳上がったことによりまして、平成25年度比の給与が745万3000円、手当等が366万7000円の増となりました。賃金につきましては、平成25年度比で437万2000円の増となりましたのは、臨時職員が3名増加したことによるものでございます。

また、動力費の平成25年度比で2732万5000円増加した主なものにつきましては、平成26年12月から一部の施設によりまして、電気事業制度の改正により、中部電力等の電力会社以外に電力小売り事業に新規参入した事業者との競争入札による新電力を導入いたしましたことにより865万2000円の抑制となりましたが、降雨量の増加及び新規供用開始をいたしました合流改善施設の増加による電気使用量の増と単価アップによる増で、2484万円増加となったものでございます。単価アップにつきましては、中部電力が電気料金を平均7.21%、と1.21円値上げしたことによります。単価アップによります増は1968万円の増となりました。

続きまして、薬品費の平成25年度比で758万円の増となった主なものにつきましては、日永浄化センターの臭気対策といたしまして新規導入いたしましたポリ硫酸第2鉄16万5950kgを購入したことで、611万2000円増加したことによります。

委託料について、平成25年度比で3963万4000円の増となっている主なものにつきましては、ポンプ場のポンプ井の清掃業務につきまして、土砂清掃の実績が平成25年度比で162.64m³の増により1285万5000円増加したことによります。日永浄化センター第3系統他運転管理業務につきましては、合流改善施設3カ所、納屋滞水池、橋北滞水池、阿瀬知常

磐貯留管の新規供用開始により委託内容を追加したことで1324万円の増となったものでございます。

日永浄化センター監視制御設備点検業務につきましては、点検に伴い、交換部品が平成25年度比で1080万円増加したことによります。交換部品の主なものは、電源ユニット、メモリーバッテリーなどでございます。

資料の8ページをお願いいたします。資料が縦横して申しわけございません。

水道事業の経営シミュレーションにつきましてご説明申し上げます。

平成26年度から平成40年度までの収益的収支の推移と資本的収支の推移をグラフで示させていただきますいております。

シミュレーションの前提条件といたしまして、水道料金は現行の料金体系のままとしております。建設改良事業に充てます企業債の発行額につきましては、事業費の30%としております。

収益的収支につきましては、受水費が平成27年度は平成26年度比で約6億円減少することから利益は一時的に向上いたしますが、毎年度給水収益の減少が約1億円見込まれるため、年々収支は悪化していく見通しでございます。

資本的収支につきましては、受水費の減少により、平成33年度までは留保資金を20億円維持できるものの、その後は現行の料金体系では、施設の更新需要など、建設改良事業を支え切れず右肩下がりとなる見通しでございます。

平成30年度の後半になりますと、留保資金が10億円を下回る状況になるため、運転資金に支障を来し経営的に厳しい状況となる見通しでございます。

資料の9ページをお願いいたします。

下水道事業の経営シミュレーションにつきましてご説明申し上げます。

平成26年度から平成36年度までの収益的収支の推移と資本的収支の推移をグラフで示させていただきますいております。シミュレーションの前提条件といたしまして、下水道使用料は現行の料金体系のままとしております。一般会計の繰入金総額につきましては、事業規模の増減にかかわらず、平成27年度予算と同額の68億8440万円としております。

収益的収支につきましては、事業進捗に伴い普及率は上昇していきますが、下水道使用料は節水傾向の影響などにより横ばい傾向となる見通しでございます。平成26年度からは新会計制度の適用によりまして長期前受金戻入が収入に含まれることから、収益的収支上での利益は確保できる見通しでございます。資本的収支につきましては、建設改良事業の

財源は、主に国庫補助金と企業債になりますが、資本的収支の不足額を補填いたしますが留保資金につきましては、平成31年度には10億円を下回り、平成33年度には運転資金がマイナスとなる見通しでございます。

資料10ページをお願いいたします。また資料が縦横して申しわけございません。

処理原価につきましては、平成25年度比、処理原価が下がっている要因につきましてご説明申し上げます。処理原価の算出方法は一番上に記載させていただいておりますが、汚水処理に係る維持管理費、企業債利息、減価償却費を足したものを有収水量で割ったものになります。平成26年度から新会計制度を適用することによりまして、処理原価の算出における減価償却費の算出方法が変更となっております。処理原価の算出方法の下に旧制度と新制度の算出方法を記載しておりますが、旧制度の減価償却費につきましては、国庫補助金、みなし償却制度を再利用しており、減価償却費の算出に不足した価格から国庫補助金を控除した額を減価償却費の対象とする部分償却を行っておりました。新制度の減価償却につきましては、みなし償却制度が廃止され、国からの通知により、処理原価の算出については、減価償却費から長期前受金戻入相当額を控除したものを減価償却費として計算することとなりました。

新制度の計算式の下になりますが、平成26年度の減価償却費は37億4318万円ですが、減価償却費から長期前受金戻入相当額17億3912万円を差し引いた20億405万円を処理原価の対象分としております。

真ん中の図で示させていただいておりますが、左側が平成25年度の処理原価で226.83円です。図の真ん中が平成26年度の決算額、新制度によるもので、処理原価は207.86円です。平成25年度と比較いたしますと、平成25年度と平成26年度の間にあります矢印の部分になりますが、処理原価は18.97円の減でございます。平成26年度を旧制度で算出いたしますと、図の右端になりますが、処理原価は232.21円で、平成26年度の新制度と旧制度を比較いたしますと、新制度は旧制度比処理原価24.35円の減です。処理原価の内訳につきましては、維持管理費と企業債利息とも増減はございませんが、減価償却につきまして24.35円の減でございます。新会計制度適用によりまして、減価償却費から長期前受金戻入相当額を控除することとなったことによりまして、処理原価は減となったものでございます。

これで、説明のほうは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 加藤清助委員長

追加の資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

追加資料を含めまして、上下水道局にかかわる質疑をこれより受けてまいりたいと思います。

いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

資料をいろいろとありがとうございました。私の請求した中の1ページの資料と、それから、私じゃないと思いますが、4ページの資料とあわせて見ると、1ページの水道事業のほうについてを見ていくと、有収水量はどんどん減っていく傾向は全国的に明らかで、そんな中で有収率は横ばいであるというふうになって、原価回収率も、これも全部旧会計制度で話をお聞きしますけれども、回収率も横ばいだと。4ページのやつを見ていくと、文書でも書いてあるし、グラフを見て一目瞭然、今後のことを平成26年度の決算から、からというか、今後をシミュレーションしてもらおうと大変厳しいということが書いてある。平成26年度は決算なので、そんな中で、将来の大変厳しい見通しの中でどのような対策、この先を見据えた手を打ったのかというようなところをお聞きしなければいけないんですが、今後の見通し、それから平成26年度に取り組んだ内容、総論的な話からお聞きしたいと思います。

○ 加藤清助委員長

豊田委員のほうから、今後の見通しを踏まえて平成26年度に取り組んだことということで、総論的に質問がございましたが、それにお答えになられる方。

○ 中尾管理部長

管理部長の中尾でございます。

総論的にと言いますか、まず収入の確保でございますが、大口利用者の減額制度、これを平成25年度から実施をいたしました。これは、一カ月当たり1000 m^3 以上の使用のあった月が年度内に三カ月以上あること、それから、年間1万2000 m^3 以上の使用実績があること、また、本市の水道を継続して3年以上使用していることという3つの要件を満たすところに対しまして、過去3年間の実績の平均を基準水量として、それ以上に使用された場合は、段階的に割り引くものでございます。これにつきましては、先ほどちょっと説明がござい

ましたけれども、大口利用者の方が井戸水とか、あるいは工業用水を常水化されると、こんなことを食いとめるために一つ導入したものでございます。これにつきましては、効果と申しますか、平成26年度以降、新規のそうした移行はございません。その登録水栓は、大口利用者は約100社ほどございますが、そのうち37栓が登録されて、登録の大口利用者全体で見ますと1100万円ほどの収益になっています。当然、全体的には節水傾向とか、それから事業の縮小とか、特に化学系の事業の縮小とかがございまして減りつつありますが、これでちょっと大口利用者のそうした移行につきましては食いとめられたかなというふうに思っています。

あと、未収金の回収等がございまして、これにつきましては、市全体で取り組んで、今回の資料にもございますけれども、若干0.4%ほど上向いてございます。ただ、特に節水機器の普及等は著しいものがございまして、今後も減り続けることは予想されております。

それから、もう一つは、平成27年度から、先の予算常任委員会的时候にもご説明申しましたが、県水の受水費が約6億円ほど下がるということから、それを見込んだ上でのこの4の1、8ページのグラフになっております。これで、当然ほかにコスト削減などを進めていかなければなりませんけれども、ここで申しますと、運転資金が10億円程度確保できるのが平成38年度までになっておるということでございまして、ここまで何とか持ちこたえたいなというふうに考えております。さらに、コスト削減は当然進めていかなければならないと考えております。だから、コストにつきましては、先ほど豊田委員からございましたが、有収率、漏水調査等を積極的に実施しまして、できるだけ有収率を上げていくと。事前に補修とかをいたします。それから、当然、経年管の更新工事の推進をしていかなければなりません。先ほど、県水が6億円ほど下がると言いましたが、今度、第3期の水道施設整備計画とあわせて更新とか耐震化も考えていくということで、できるだけ経営をやっていけるように頑張りたいというふうに思っています。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

一方で節水を呼びかけ、一方で経営のことを考えなきゃいけないで、厳しい立場にあるのはわかるんですけど、少しお聞きすると、有収率が10%ほどマイナスというか、100%じゃない主な原因は何なのか。

それから、1ページ、2ページを見ていますけど、原価回収率の推移を見ると、横ばい

とはいえ10年前と比べると若干下がっています。この原因はどのようなふうに分析されているのか、確認をさせてください。

○ 加藤清助委員長

じゃ、2点、有収率と原価回収率について、豊田委員の質問に対して。

○ 矢田技術部長

まず、有収率の関係でございます。まず、89%ということで、前年よりも約1%ほど低下をしたというような状況がございます。まず、全国的にも大体90%程度というのが有収率の数字ということになっております。具体的には、やはり有収率をこれから上げていくということになりますと、先ほど管理部長が申し上げましたように、やはり漏水をなくしていくというようなことが重要なキーポイントということになってまいります。

具体的に有収率の低い原因ということになりますと、漏水ということもございまして、あとそれから、水質確保という面から定期的に放水をしておる箇所というのもございまして、あとそれから、以前にもちょっとございしましたが、火災が発生して水道管の消火栓を利用されるということになりますと、その消火活動によりまして濁水が発生するといったようなことございまして、そういうところ辺が有収率が下がる原因になっておるといところでございます。

いずれにしても、やはり漏水とかそういうことがございまして、そういうところ辺をこれから調査も含めて、計画的に頻度を上げてそれに対応してまいりたいというふうに考えております。

○ 加藤清助委員長

原価回収率のほうはどなたが。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

まず、原価回収率のほうにつきまして、平成17年度の部分から平成26年度を見た段階でいきますと、まず、供給単価のほう、こちらのほうが、水道料金のほう、有収水量の減によって、こちらの供給単価のほう、こちらがまず下がっておるとい部分と、給水原価のほうにつ

きましては、平成17年度は181.09円で、平成26年度が新会計制度でいくと176.35円、旧制度で見ますと182.81円ということで、給水原価は上がってきている。平成26年度の182.81円、一応この分につきましては、いわゆる収益に即つながらる費用ではなく、平成26年度でいきますと、先ほど申しました鈴鹿川の派川の関係であるとかクレジット収納の関係、こちらのほうが1億円ちょいありますので、この分を除きますと173.91円になるという状況ではございますけれども、給水原価のほう、委託料とかその辺の部分の見直しだとか、そういうものを含めてきている部分の中で、給水原価のほうは今、大体横ばい傾向である、それに伴って供給単価、いわゆる使用料のほう、こちらが減少していることによって原価回収率のほうがちょっと悪化傾向にあるというふうに分析をしておるところでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

お答えいただいた平成26年度の取り組みの中で、大口の割引制度であるとか、そういった、これは大きいと思うんですけども、その他については、一時的というか、余り将来を見越したシミュレーションから見ると、そんなにでかいものじゃないかなという気がするし、今お聞きした原価回収率については、旧会計制度でと最初に言ったように、100.94%ですよ。これも減少というか、下がってきている傾向にあるということで、もちろん考えてみえるんでしょうけど、シミュレーションに見られるような、間近に、間近にというか、グラフで見ると、右肩下がりの傾向が明らかに予測される中で、水道事業についての将来に対する経営部門を余りわかっていないので聞くんですけど、セクショナルに、こういった経営について常々考えている部門というのはあるんですか。

○ 加藤清助委員長

将来の経営について。

○ 中尾管理部長

先ほど委員会資料を説明させていただきました経営企画課が、その経営とか計画関係を担当しております。

○ 豊田政典委員

そうすると、運転資金が平成38年に10億円を割り込むことになるんですけど、そこまでは現行のままでいいんだみたいなというふうにも聞こえたんですけど、そうじゃないですよ。だから、この決算から未来へということで、もう少しこの先のことで考えていることを最後にお聞きしておきたいな。こういうところを変えていって、このグラフを、右肩下がりからもうちょっと上向きにさせるぜみたいなところ。今現在考えていることを紹介いただけますか。

○ 加藤清助委員長

将来に向けての対策で考えていること。

○ 中尾管理部長

現在の計画につきましては、第2期水道施設整備計画、これが平成22年から平成30年度までの計画でございます。当然、今、上のグラフでいきますと純利益は出ておりますが、いわゆるキャッシュ不足を起こしている。要は、投資が追いつかないということでございまして、これについては、また平成31年度から10年間の第3次水道施設整備計画をつくる予定でございます。これにつきましては、当然、更新事業、これから過去の高度成長期時代につくられた管路とか施設が耐用年数を迎えますので、その更新が来ると。その寿命も延ばしながら、アセットマネジメントといいますか、平準化していくと。そんな考えも織り込んだ上で、また具体的には立てていきたいと思っています。できるだけこれを延ばすようには努力をしたいと思いますが、ただ、収益が減っていくのは事実でございます。これはもう全国的なものでございまして、これについては、できるだけ延ばすようにはしたいんですが、値上げ等も考慮に入れた上で、全体的な計画を立ててまいりたいというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

じゃ、下水道事業のほうも聞かせていただいて、ほかの方にバトンタッチしますから。

下水道事業のほうも資料をいただきました。3、4ページと、あと9ページの経営シミュレーション。下水道事業は、4ページの原価回収率を見てわかるように、平成20年度から料金を上げたんでしたっけ。その効果が、平成20年度を境に随分数字が変わっていますが、旧会計で見ると横ばいですね、その後。シミュレーションのほうを見させていただく

と、これはもっと早く、資本的収支でいくと、目の前に危機的状況が迫っているんだというのが見られる。

話は同じことになるんですけども、目の前に迫っている危機に対して、平成26年度はどのような取り組みをされて、また、あわせて聞いておきますが、この先の作戦はどういうふうになっているのか教えていただけますか。

○ 加藤清助委員長

下水道事業のほうの経営対応について。

○ 中尾管理部長

下水道事業につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、平成20年度に料金の改定を行っております。平均で3割の改定を行いました。そのときの議論では、いわゆる下水道事業の収入、今回36億円ほど下水道使用料がございすけれども、そこから維持管理を除いた金額で、いわゆる資本費である減価償却費と企業債の利息などをどこまで賄えるかと。下水道の普及率については100%を目指していきます。その普及率につきましては、平成26年度末で74%ですが、投資した資本費分の普及率見合いだけはこのことを目標に平成20年度に議論されました。ところが、今度は新しい会計基準ではじきますと、大体37%しか資本費を賄えておりません。旧制度で比較しますと49%ほどですので、これでも今の普及率の74%に満たないということがございす。平成20年度当初の議論のときに、3年ごとにやはり議論をして、見直していくということで議論がされました。平成26年度にそういう料金改定の見直しもというふうに考えておったんですけども、それにつきましては、委員会のほうでも何度か説明させていただきましたが、消費税の値上げ等がありまして、なかなか平成26年度には難しいということでしたので、次の平成30年度に向けて議論をしていきたいというふうに思っております。

この努力ということがございすけれども、毎年その面整備は進めておりまして、普及率は上がっていております。ただ、今回でもありますように、普及率は上がっても、これは水道の使用料と連動しておりますので、減っております。この辺、水洗化を進めて、投資の回収といいますか、やっていきたいなと思っております。

ただ、水道料金と連動しておりますので、やはり横ばい、かなりの下水道使用料の増というのは見込めない状況にはあります。それと、コストの削減と、先ほどの水道のほうで

も一緒ですが、キャッシュ不足を起こしますので、この辺の計画、できるだけ平準化できるように、長寿命化できるようにということで努力をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、ここの9ページのグラフにもございますように、次の平成30年度には料金の見直しはしなければならないということで、それこそ今年度から議論はしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

人件費や委託料については資料をいただいたので、また後でお聞きすることにして、水道事業、下水道事業両方、途中で答弁があっけきちんとよくわからなかったんですが、経営計画の見直しをしなければいけないと、見直し作業。あわせて、今、下水道使用料については、値上げも視野に入れながら、平成30年度とありましたね。一応教えてください。経営計画見直し作業というのは、決算常任委員会なので、平成26年度にやってきたのか、また、これからやっていって、どのタイミングまでに見直しの方向性を出そうとしているのか、そこを確認して終わります。

○ 倭上下水道局事業管理者

このシミュレーションのことについてご質問をいただきました。一応このシミュレーションということで、きょうお見せをさせていただきます。

先ほど管理部長のほうから申しましたように、水道事業、下水道事業もやっぱり構造的なところがあると思います。インフラ整備をする中で、市民の方から使用料をいただくというところがございます。なかなか歳入を抜本的に使用料以外でということも現実的にならないという中では、お答えしたように、まずはコストを削減をして徹底的に経済性を追求する中で、ここにもございますように、シミュレーションを見ながら、使用料の、例えば市民の方に値上げをお願いするというふうなところも検討していく必要があるということでございます。

このシミュレーションについては、私どもとしまして、やはり毎年毎年一般会計でやっておりますような、中期財政的なところの見直しをかけながら、それを検証するような形で先行きを見ていく必要があるということで認識してございますので、そういったところ

を今後進めて、先を見る中での毎年の予算というふうなことで進めさせていただきたいと考えています。

以上です。

○ 村山繁生委員

済みません、都市・環境常任委員会は初めてなもので、ちょっと基本的なことを聞きまされども、今答弁の中に県水と出てきましたけれども、上下水道局の決算書の中で、県水の受水費である約24億円というのはどれに当たるんですか。

それと、冒頭、決算書の5ページの営業費用の原水及び浄水費というのは、その約24億円に対しての浄水費なんですか。

○ 加藤清助委員長

決算書の何ページでしたか。

○ 村山繁生委員

水道事業決算書の5ページ。

○ 加藤清助委員長

水道事業決算書の5ページ。それでは、ご質問に対して。

○ 内田経営企画課長

その受水費の分につきましては、営業費用の原水及び浄水費として約31億円がございしますが、この中に県水の受水費が含まれてございます。

○ 村山繁生委員

だから、その県水の受水費である約24億円プラス浄水費で、あわせて31億円になるということですか。

○ 内田経営企画課長

はい、そうです。

○ 村山繁生委員

そうすると、自己水はどこに入っているんですか。

○ 加藤清助委員長

さっきは県水のことやったよね。自己水はどこに。

○ 矢田技術部長

自己水に関しましては、単価どうこうというよりも、電気代でありますとか、施設の更新でありますとか、そういう維持管理でありますとか、そういうところ辺にはね返ってまいりますので、例えば原水及び浄水費でありますとか、そういうところ辺に入ってくるというような形になります。

○ 村山繁生委員

その原水及び浄水費の中に、県水の浄水費も自己水の浄水費も入っておるということですか。

○ 矢田技術部長

受水費に関しましては、1 m³幾らという形で買うという形になります。自己水につきましては、あくまでも自己水源からくみ上げて水量を確保するということになりますので、料金ということではなしに、そのくみ上げる費用、それから、それを配る費用というようなどころ辺が細かく予算として上がってきておるという形になります。

○ 加藤清助委員長

だから、自己水は受水費には入っていないということやろう。

○ 村山繁生委員

受水費には入っていないですけども、浄水費の中にはそういう費用が入っておるということでもいいんですか。

○ 矢田技術部長

そうです。

○ 村山繁生委員

県水と自己水の割合はどんなものなんですか。

○ 加藤清助委員長

割合について。

○ 矢田技術部長

自己水のほうが63%ほどで、受水費のほうが……。

○ 加藤清助委員長

県水ね。

○ 矢田技術部長

県水ですね。県水のほうが37%程度でございます。

○ 村山繁生委員

四日市市の場合、他市町で結構水不足になった都市でも、地下水があるからということで、水不足時に節水まで行かずに済んでおると思うんですけど、県水なんですけれども、これは、ここまではどうしても買わなあかんのか、何かこう、決まりで何かどうしてもなければ買わなあかんのか、それとも、もっと自己水の割合をふやしていくと、この先渴水するのか。その辺のところはどうなんですか。

○ 加藤清助委員長

責任水量の関係かな。

○ 矢田技術部長

まず、県水の量というところら辺につきましては、それぞれ三重用水、それから木曾川用

水、それから長良川用水というような形で三つございますけれども、それぞれ建設段階で当然利用水量の見込みをとって建設をされます。その関係から、例えば三重用水でございますと、計画の65%については責任水量という形になりますし、長良川用水につきましては50%の責任水量制ということでございます。木曾川用水につきましては、責任水量というものは基本的にはございませんので、買った量という形になります。

それと、もう一点、先ほど自己水をふやせばと、それから湧水の関係ということがございました。それぞれ井戸のほうの湧水、それから県水のほうの湧水というそれぞれのケースがございます。そういう場合には、例えば水源のほうの、特に県水ですと岐阜県のほうとか、そちらのほうに水源がございますので、そちらの状況と、それから、自己水の場合、自分のところでくみ上げる井戸の状況というところ辺でございまして、湧水といいますと、仮に県水のほうが湧水ということになれば、他の受水のほうで何とかやりくりをするというような形で、何とかキープできるような形ということを考えておりますが、それぞれ配水系統がございますので、確実に湧水対策ができるというものではございませんけれども、そういうような運用をしながら、なるべく節水にならないようにと、規制にならないようにというような点を考えております。

あと、それと自己水源につきましては、やはり経年劣化ということで、だんだんだんだん取水量というのがちょっと減ってきております。ですので、そういうところ辺を回復するがために、今回の第2期水道施設整備計画におきましても、やはり水道の取水井戸、そちらの更新も含めて、まず自己水の確保というものを図っていきたいというふうに考えております。

○ 村山繁生委員

仮の話なんですけど、例えば、熊本市なんかはもう100%地下水でやっておるんですけども、もし責任水量等を置いておいても、この先、これはもう絶対自己水だけではやれないということではないですか。

○ 矢田技術部長

今の井戸の状況、自己水の取水状況からいって、県水の受水をゼロにするということは、もうこれは無理でございます。

○ 村山繁生委員

そうすると、この責任水量というのは、きちっと契約されているわけですね、もう。何%かとか、契約書にちゃんと出てきておるわけですね。

○ 矢田技術部長

協定書ですか。

○ 村山繁生委員

協定書ね。失礼しました。

○ 矢田技術部長

それぞれ受水の契約を結んでおりまして、三重用水ですと、先ほど申しあげましたように、契約水量の65%が責任水量と、それから、長良川用水については50%というのが協定で締結をされておるところでございます。

○ 村山繁生委員

結構県水が高いものですから、その辺の、もう少し自己水で賄えないのかなと思ってちょっと質問しました。ありがとうございます。

○ 加藤清助委員長

さっきの協定の期限はあるんですか。永久。

○ 川村幸康委員

いやいや、議会が文句を言えば見直すやろう。一遍下がったもんな。

○ 内田経営企画課長

受水につきましては、平成26年度に県と協議をしまして、平成27年度から5カ年の協定を結んでございます。

○ 加藤清助委員長

5カ年。

○ 内田経営企画課長

はい。5年ごとに見直しが入りますので、その段階のほうで県のほうと協議をしてというふうになります。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

続けて、委員の方からご質疑。

○ 川村幸康委員

会計制度が変わってとかいった話があったんやけど、それは仕組みの話やであれなんやろうけど、上下水道局になって、上下水道局でこうやって委員会でも説明してもらっておるんやけど、水道事業と下水道事業とそれぞれ単体で見てどうという感覚が現場のほうにはあるのか。両事業セットで企業を守りしていこうと思っておるのか、その辺が、競争相手もおらんやんか。むち振るのは議会しかないかなと思っておるもので。極端な言い方をすると。競争相手がおらんやで、売れやんようになってきてあれしたら、それから、有収率というの、限界があるやんか。100%ということは無理やろうで。有収水量でも、漏水とかもするやろう。歩どまりということやな、水の。それとて、私らの民間事業から言うたら、仕入れはどこからするかやろう、受水費で。それから、自分のところで買ってあれするかとか、いろんな、そういう物の見方をしていくと、努力をするというところで、限度もあるやん、それこそないが。そうすると、例えば、四日市市民に水を供給する義務があるというんやけど、そのかわり、逆に市民に飲んでもらわんとあかんというところがある中で、だんだんと人口も減って行って、戸数はふえておるけど、なかなか今まで来たことのない道を歩いていくわけやで、よっぼど、あかん、あかん、あかんと言ってずっとこうやって来ておるのではなくて、もうそろそろ、誰もがわからんことなんやろうけれども、慌てやんでええように、きちっとやっていかないかなと思っておるんやわ。この決算書の報告にも、それこそないが、水道事業ならではの職人さんみたいなものは人材育成していけとか、そんな人がおらんようになったら、たちまち上下水道局として回らんわけやろう。ようわからんで、俺は肉屋やけど、肉屋で骨抜いたり筋を引くうまい職人が

おらんだら、幾らアルバイトがおったって回らんわけやん。それと一緒に、上下水道局に、これで見ると、専門性の強化って幾つか書かれておるわな。その専門性の強化というのは、そういうことを意味しているの。そういう人がもうおらんだら、上下水道局のそういうものは回らんというか、回るの。ここでも、決算の評価に書いてあるやろう、専門性のある人をもう少し育てておけとか。あらへん。それはどういうことなのかなと思って。

○ 加藤清助委員長

川村委員、それ、監査意見書。

○ 川村幸康委員

公営企業の決算意見書に、専門性の強化についてと指摘しておるんやわな。40ページと41ページの。だから、そうやって見ると、私らがわからんのは、もう仕組み的に競争相手がおらんのやで、うちで自分の心を高めてもらって、自分で費用を減らすか何かとか、そんなことは当然してもらっておるんやろうけど、あともう一個、見劣りがあるとすると、多分、そういう人がおらんようになると、ああ、困ったというときには遅いんか。だから、それはそれで、そうしたら私らが言うとおるように、きちっとその確保とあれはもう、少しお金を高くしてもええでつくっておかんと、たちまち困って、上下水道局の事業が回りませんでどうしようと言っても、慌てたって、そのときはもうこの辺の人はおらへんのやでさ、とか思っておるんや。これはそういうものを書いてあるのかなと思っておるもので、すぐに育成ってできへんで。

○ 加藤清助委員長

そこまでで、まずよろしい。

○ 倭上下水道局事業管理者

じゃ、私のほうから。

○ 加藤清助委員長

それと、ごめんなさい、報道機関の方が入られました。

○ 倭上下水道局事業管理者

水道事業でございますけれども、なかなか通常の土木事業と違いまして難しい面が本当でございます。よく最近問題になりますけれども、濁水問題でありますとか、私も率直に申しまして、昨年から上下水道事業管理者をさせていただいて初めてわかった点もでございますけれども、水道水、この管の流れというのは、その管によって夜と朝とではまた流れも違いますし、つながってございますもので、どこかで漏れると、どこに影響が出てくるかとか、そういう微妙な点がございます。そういったところにつきましては、やはりここで専門性と申しでございますが、ある程度経験を積まないと、これを身につけることはできないということで、外からすぐに上下水道局に入って、それに対応できるというものではございません。そういうところもありまして、専門職員といいますか、ある程度長期に上下水道局で実務をしないとなかなか難しいという面でございます。そういったところにつきましては、当然こちらとしても人事課と調整する中で、そういう人材の確保、育成という面もございますもので、調整をさせていただいておるところでございますが、なかなか技師にしても労務職にしても少なくなっておりますので、そういうところも人事課と上下水道局のほうで調整をして、今進めさせていただいておるという状況でございますけれども、単なる普通の道路でありますとか、そういうものと違いまして、水道事業というのはなかなかそういった面が非常に難しいというふうなところの人材の確保というところは、上下水道局としても引き続きそこら辺を訴えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 川村幸康委員

そうするとやっぱり、もっといい仕組みやと、例えば、上下水道局とこっちの本庁とで人事交流をしておるのやけど、そういう人、二、三人は上下水道局の専属として雇うというようなことをしておいたほうがええんと違うかなと思っておるんやわ。本当のプロというか。人事異動も必要なんやろうけど、本当のプロ、そんな人を、それこそないが、職人さんみたいな人を、委託よりも自前で育てておいたほうが、長い目で見るときええんやろうなという気はするんやけどな。それは私の意見なんやけど。

それから、あと、企業会計の中で、職員を使うよりも委託をして任せたほうがええとか、人件費と委託費の合計額がふえておって、経営状況としては悪化しておるよというのが監

査でも指摘されておるんやけど、その辺の指摘がある中で、精一杯やっておると思うんやけど、まだまだ改善の余地を指摘されたらあるのか。安易に委託に流れておるのか、内部でできることまで、もう面倒やで外へ出しておけという話なのか。その辺の、経営というのはお金もうけをするんやで、厳しいところがないとあかんのやで、ちゃんとみんなが100あると100の仕事をしておるのか。外部に出せば80で済むでな。20を委託でしてもらわけやでさ。それがきちっとできておるのかどうなのかとか、そういうことを、きちっと私らに納得のいく説明ができて初めて、それでもどうにもならんで料金を上げさせてくれという話になるのかなというふうに思うと、前もって平成30年代ぐらいにはもう運転資金が10億円を割り込むで、平成30年度ぐらいに値上げを考えていくというのも、それは準備してもらおうのは結構やけど、準備する前の準備が要るで、そういうことをきちっとすべきかなと思っておるし、あとは、本庁とのつながりで言うと、道路や何かを工事するときの手戻りのない工事とか、最低限、そういうこととか、これ、無断接続なんかがわかってきてからやけど、商売で言ったら甘かったんやわな。回収してへんのやでさな。売った先の伝票もつけてなけりゃ、空伝票で、あとで言ったら、とっていませんでしたという話なんやで、そういうことからいくと、もっともっとほかにも見落としがあって、経営には必ずこれはええというようなものがあるんと違うんかというようなことを、私は、やっぱりもう少し、さらにやってもらおうというか、やっていないとは言わんのやけど、もう少しやって、そこで考えていく。それで、もうどうにも絞っても絞ってももう出やんといいた中で、そうしたら、また次の芽は、きちっとした芽が出てくると思うんやけど、値上げだけではなくて、例えば県との受水費をもう一遍交渉するとか、それから、あとは、広域的な水道事業のやり方を考えるとか、そういうことになるんやろうなと思うんやわ。だから、企業会計なんやで、本庁と違って、入ってくる収入が確定されておる中で何をしようという話ではないという感覚も要るんやで、集金もしてこなあかへんのやし、そうなると、やっぱり今の限界を決めておってやっておる上下水道事業のそういうやり方から、ちょっとは外へ外へと目を向かわすというか、自分らだけで仕事をするのではなくて、外へ外へと向かうようなことをしていかなと、多分、また来年も再来年も3年後ぐらいに値上げなんかなと言っておる間に、もっとひどいことになるような感じがするでさ。特に人の減り方とかあれからいくと。節水やし。水道水を飲まんと、コンビニで買ってくるような時代になっておるんやでさ。風呂か茶わんを洗うぐらいにしか使わへんかもわからへんで。それでも大きな影響やろうでな。だから、そうやって見ると、本当になくってはならん上下水道

事業なんやで。

それともう一個は、上下水事業をセットで考える考え方よりも、水道事業でどうするのというのと下水道事業でどうするのというのは、それぞれが責任を持ってやらんとあかんのかなという感じがするんやけどな。その中で売り上げをどう伸ばすかという、そういうことをやっぱりきちっとこの決算常任委員会を踏まえて考えて、上下水道事業管理者が会社の社長なんやで、働いてもらっておる人に指示、指導すべきかなというふうに思うんやけど。これは私の意見です。

○ 加藤清助委員長

答弁はよろしいですか。

○ 川村幸康委員

もし、上下水道事業管理者から何かあれば。

○ 倭上下水道局事業管理者

今いろいろとご意見をいただきました。順番は前後するかもわかりませんが、当然、水道事業と下水道事業、上下水道局として一括でやらせてもらっていますけど、当然事業は別と考えてございます。基本的にインフラがベースにある、ある意味装置産業的なところがありますもので限界もあるというところはあるんですけども、当然状況が違ふと。まず、水道事業は既に整備的には完備されてございます。今後、老朽化、アセットマネジメント的なところはございますけれども、水道事業はそういうところ。下水道事業については、この後またアクションプログラムについてのご意見をいただきますけれども、さらに下水道を整備していかなあかんというところもございますもので、そこでの一つ状況が違ふ中で、個々にやっぱり事業としては十分見る中で、経営をさせていただくというふうなところで考えております。

それから、企業会計というところで、公営企業法の一番根本、第1条ですかね、当然一般会計と違ふところは、経済性というところが明確に出てございます。といいながらも、当然一般会計の事業も地方公共団体がやっておるので、基本的には一緒の考え方だと思います。当然、行革というか無駄なことになっては、費用対効果を前提にということ、今ご指摘いただきましたように、そうしたら、もう何も無駄が全然ないのかということでは

決してないと思います。行革にしても、これはもう途切れが多分ないと思うんですね。その都度その都度、毎年新たな事業も出てまいりますので、そういったところを常に見直しして、少しでも無駄がないようにというふうなところ、そこら辺を基本に据えさせていただいて、こちらとしても今後経営に当たらせていただきたいというふうに考えてございます。

先ほど委員から無断接続のことがございましたけれども、大変申しわけないと思いますけれども、そういう面では、例えば滞納を少しでも減らすとか、あらゆる面でまだまだ経営的に努力させていただくことはあるかと思っておりますもので、再度、そういったところを一つ一つ見直しをする中で、経営というふうなところを今後先行きを見させていただきたいというふうな思いで今おります。

以上です。

○ 川村幸康委員

林業と工業と違うで、一番民間が苦勞するのは、売ったけど集金せないかん、もらえやんかもわからんというリスクがかなりあるんやな、売り上げただけでは。だから、そこが一番大きく違うんで、そういう感覚が、特に上下水道局のほうは、こっちの本庁でも仕事をしておる人が上下水道局へ行くけど、本庁におると、そこらの集金の苦勞がないんやわな。少々はあるけれども、払わん人もおるで、大概是自然に入ってくるで苦勞がないわけやろう。そこからいくと、企業会計で、上下水道局の場合は集金の苦勞もする中でやっていくということが一つと、もう一個は、監査委員からの決算審査意見書に、少数精鋭型の組織の完成を図る必要があると書いてあるけど、どういうものなんやという話の中で、多分むちを振るわれてもあめがないとあかんということもあるんやろうけれども、そうすると、私が思っておるのは、上下水道局のそういう肝になるような、肝心なところで仕事をしてもらうような人は、やっぱり上下水道局で育てて上下水道局で終わっていくみたいな感じがないとあかんのと違うんかなと思うんやけど、こっちで混ぜて薄めると。それは、前はあったと思うんやけど、今はないやんか。それは、制度的にできやんようになったん。前、プロパーで上下水道局ってあらへんだ。昔はあったやろう。ないの。かなり前にはあったやろう。今はもうそれはないわけやろう。本庁で採用してということ。それはもうルー尔的にだめなの。法律で。

○ 芝田上下水道局総務課長

総務課長の芝田でございます。

確かに川村委員が言われましたように、上下水道局として、プロパー職員として採用していたというのは、以前はあったというふうに聞いています。今は、私ども上下水道局と人事課との調整の中で、市のほうで採用して上下水道局に配置をすると、そういう形のルールで現状動いております、それは法律的にだめだというものではございません。

○ 川村幸康委員

もう最後にします。

例えば悪いんやけど、医師免許って医師免許1本やわな。自分が何を専攻するかだけやろう、あれ。外科医の免許があるわけでもないわけやし、何も免許があるわけでもないわけやで、そこからいくと、市で入ったとしても、上下水道局で企業会計という会計も違うようなところでやってもらうというようなことは、あるようなものを人事当局には要求をして、そして、やっていかんと、これ、放っておいたら、どんどんどんどんと人は要らん、人口も減って、上下水道局自体も小ぢんまりしていかなあかんのやけど、その分だけ能力の高いいい人を置いておかなあかんわけや。1人で3人分ぐらい働くような人を、極端な言い方だと。その能力が、極端なことを言うと。

だから、そういうことをしようと思うと、最初の入り口の段階で、そういう人が来れるような仕組みをやっぱりつくっていかんとあかんのかなと思っておるもんで、だから、少し本庁の人とは違うような人を専属職員として配置するとか、上下水道局はやっぱりやっていかんとあかんのかなという気がするんやけどな。右肩上がりでふやして行って、ただ単にもう来た路線で大体いけておったときはいいけど、店じまいではないけど、だんだん縮小していくというのは絶対えらいに決まっておるのやで、縮めていくというのは。そのときのやり方次第によっては全然、恐らくストレスもあるやろうし、働く中で。そういうことを考えると、もう今からそういう人を入れて行ってつくっていくことをせんとあかんと思う。

○ 倭上下水道局事業管理者

ありがとうございます。今いただいたご意見は、心配していただいてのご意見というふうなところで受けとめさせていただいてございます。

今、プロパー職員というふうなことも話に出てございました。そういうところも含めて、再度、人事課と十分詰めて、この先十分やっつけていけるような体制というふうなところ、こちらでも重要と認識してございますので、十分に調整をしていきたいと思っております。

以上です。

○ 川村幸康委員

次年度の募集に反映されるようにしてよ。ひとり言や。

○ 加藤清助委員長

1時間経過しましたので、ここで休憩を入れたいと思います。この時計で20分再開とさせていただきます。

11:10 休憩

11:20 再開

○ 加藤清助委員長

それでは再開いたします。

引き続き委員からの質疑をお受けしたいと思っております。

○ 豊田政典委員

じゃ、いただいた資料から別のやつをいけますが、ありがとうございました。

上下水道事業ともに監査委員からの指摘に基づいて、そのデータが欲しいということで、まずは5ページをいただきました。

これは、監査委員からは、上水道事業については委託料と人件費について、いろいろ決算の数値から委託料と人件費を見直すことという指摘があったんですけど、監査委員は主に数字を追いかけて指摘されていると思うので、5ページを見ると、二重下線は特殊要因だと書いてあります、委託料の部分。人件費のほうも会計制度が変わったのでということですが、そうすると、この5ページの委託料と人件費についての指摘は、今回限りであるので、特に改善の余地がないと、監査委員からの指摘は、そういう意味では妥当性を欠い

ていると、そんな説明でよろしいんですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

総務課長の芝田でございます。

監査委員のほうからは、人件費と委託料の合計額の推移についてご指摘をいただきました。私ども上下水道局として、この中身のほうを、特に人件費のほう、内容的に細かく分析をいたしております。その中で、やはり人件費につきましては、時間外手当、特に水道事業のほうの損益勘定支弁職員を見ると、時間外手当が平成26年度に増加しているという状況もございます。こういうところの指摘を受ける中で、私どもとしては、特に人件費につきましては、時間外手当の減、こういうのを、各所属長、十分に意識しまして、マネジメントのほうを十分配慮してやっていきたいと、そういうふうに、人件費に関しましては、監査委員の指摘を受けて取り組んでおるという状況でございます。

○ 豊田政典委員

じゃ、人件費で、時間外手当はまだ改善の余地がある、削減の余地があるということなので、そうすると、平成26年度、どんな努力をされて、これからどういうふうに改善していくつもりなのか。

○ 芝田上下水道局総務課長

時間外手当につきましては、昨年度につきましても各担当職員の時間外勤務の個別管理表をつくって管理して、所属長がそれをチェックしながら進めていくという取り組みをしてきたところでございますけれども、平成26年度におきましては、若干時間外手当がふえておるという状況もございます。こういった中で、私どもとしましては、今年度におきまして、さらに各係間の業務配分の見直し、それから業務の洗い出しをして、不要不急な業務の廃止と、それから所属長によるマネジメントの強化、そういったところを各課内会議等で徹底をして取り組んでおるという状況でございます。

今後も引き続きまして、各課の職員に徹底をしまして時間外手当の削減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

そうすると、今年度以降については、特にとりわけ時間外手当については成果を見てくれと、そういうふうな説明でよろしいですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

そういう形で取り組みは進めていきますが、特に時間外手当につきましては、突発的な要因で発生する場合も、特に水道事業につきましては、漏水が発生した場合の対応とか、特殊事情がございます。私どもとしましては、時間外手当の削減に十分努力をしていきますけれども、その結果、少しでも削減できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 豊田政典委員

じゃ、人件費だけについて、下水道事業、7ページを読みながら、これも同じような、質問をすれば、同じような答えでいいですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

下水道事業会計につきましても、特に人件費の中身につきまして、私どものほうで費目別に詳しく分析をいたしております。そういった状況の中で、私どもとしましては企業経営の観点、そういった観点で人件費の減少につながる時間外勤務手当の縮減、こういったことにつきましては、引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

次は委託料なんですけれども、水道事業は5ページに、下水道事業は7ページに理由が書いてある。これは、この平成26年度1年限りの特殊要因であったとしても、外部委託がふえて、内部的な人数が減っているけれども、ちっとも全体経費が下がっていないじゃないかというようなこと、そういうストーリーですよ、監査委員の指摘はね。

下水道事業については、給与賃金、動力費、薬品費、委託料の大幅増がどうのこうの、多くの課題を残す、業務執行のあり方についてと書いてあるんですよ。これはどうなんです。横ばいではいけないということですね、要するに。委託料がふえていることによって、全体的に強い影響を与えている。外に出すのはいいけれども、全体として経費が削減されていなくて、その大きな原因が委託料の増であったりということですよ。

○ 中尾管理部長

今の豊田委員のご質問にありましたが、多分監査委員の指摘は、人件費は減っているけれども、その分委託に回しておって、全体としてはふえているやないかというようなご指摘であります。ただ、数字的に見ますと、先ほどの水道事業でも、鈴鹿川派川水道施設の撤去であったり、料金収納の回収であったり、一過性のもので、人件費と委託料の合計としては変わっていないか、若干減っておるといような状況でございます。

下水道事業につきましても特殊要因がありまして、動力費につきましても、電力使用料の単価アップとか、これは雨等の天候によってポンプの稼働時間で変わってまいりますので、それで使用料がふえたりとか、薬品費、それから委託料もポンプ場のポンプ井の土砂の清掃とか、そういう一過性の要因でございまして、いわゆる人件費の巻きかえではないという意味でございます。

○ 豊田政典委員

それ以上の中身は私もわかりませんので、要するに、1年限り、一過性のものであるの、主な原因が、平成27年度以降はその成果を見てくれという答えでいいんですね。

○ 中尾管理部長

当然委託料につきましても、コスト削減ということで心がけていかなければならない部分でございます。ただ、ポンプの稼働時間、例えば、雨が多いとふえますので、今回そこにもちょっと米印で書いてございますが、平成26年度からの新電力、いわゆる電力調達の一般競争入札を行いました。一部新電力に変えました。今年度も変えるポンプ場もふやして、そういう努力はしていきたいと思っております。

ただ、稼働時間がふえるのにつきましても、なかなかコントロールできない部分がありますので、そういう部分以外は努力して、コスト削減に努めてまいりたいと思っております。

○ 豊田政典委員

それじゃ、今、指摘というか話題にした中の委託料の一部について、これも6ページに資料をいただいたので、続けてやらせていただきます。

タイトルがお客様センター業務委託の5年間推移と書いてありますが、第一環境株式会社に平成25年度からですか、委託していると。私が前に都市・環境常任委員会にいたころは、まだ検針業務の外部委託が始まったばかりで、その何年間かの間に随分と委託業務がふえたなという思いがあって、実は水道、下水道の関連業者から第一環境株式会社が変わってからの話を少し聞いたので、改めて取材をしてきて、こんな指摘をもらいました。ざっと紹介しますので、よく聞いておいてくださいね。

よくわかっていない部分もあるので、間違っていたら指摘してください。第一環境株式会社というところの委託業務の中で、例えば緊急対応、夜間対応の場合にそれに対応する電話番号がいて、電話番号も第一環境株式会社になったと。同じ人なんですけど。緊急、夜間に何か事故があった場合に駆けつけてもらうんですけれども、四日市市にいないもので、例えば津市からやってくる。四日市市が直営でやっていたときには30分以内に現場に来たけれども、津市から来るもので、ひどいときには2時間ぐらいかかるという問題点がある。

それから、工事のチェックについて、これは、直営のときには水道工事について、もちろん技術を持っている方が、直営ですから、対応していたもので、きめ細かくチェックをしていたし、工事中に事故があった場合には対応能力があったけれども、最近、第一環境株式会社の担当の方は、細かいチェックをされずに塩素検査のみして帰る、塩素検査を自分でしているんやっただけかな、忘れましたが、とにかく対応というか、技術的なスキルがあるのかどうか、実際に工事をする側から不安を感じると。不安を感じると、甘ければそれでOKなんですけど、逆に、上下水道局としてそれでいいのだろうか。スキル能力、それから、工事チェックの内容が極めてずさんであるのではないかという指摘です。

先ほど川村委員が時間をとって発言されていたように、この辺はよくわかりませんが、修理班、修繕班というのが直営でいるんですかね、10人ぐらい。その人たちの人数が減ってきているようにも感じるし、この人らは技術能力があるんですけれども、当然、この先減っていったり、技術の継承ができていないような気がするので、そうすると、工事の質も下がることにつながるし、そのあたり上下水道局はどのように考えているのか、一度問うてほしいという意見です。

ほかにも細かいこと言えば、工事の際の材料チェックが全くないと。よくわかりませんが、鉛入りの材料を使うといけないんだけど、そういったチェックもされていない、最近。最近はというか、第一環境株式会社が変わってからのね。業界の噂では、四日市市

の工事のチェックは大変甘いという風評があるそうで、それが理由かどうかわからないけど、入札の際に市外業者がどんどんどんどん参入してきていると。これは、四日市市は楽だぜというようなことで。それは一方的な見方かもしれないし、不確実な見方かも知れませんが、第一環境株式会社という会社がどういうものかよくわかりませんが、本社がどこで、技術的な能力がもちろん保証された上で入札の上で決められているんだらうと思うけれども、今私が紹介したような問題点が、全く妥当性がないものであると否定してもらえばそれでいいんですけど、そうでない部分があるのかどうか、まず確認したいなと思って。

○ 加藤清助委員長

豊田委員から、業務委託の第一環境株式会社の業務水準にかかわる住民からの声ですか。関連して、入札にかかわってもありましたが。

○ 飯田お客様センター所長

お客様センターの飯田でございます。

ただいまの豊田委員からのご質問についてお答えをさせていただきます。

第一環境株式会社と申しますのは、本社は東京にございまして、全国的に水道局の窓口、検針、収納といった業務を受託しておる業者でございます。

現在、私どもは第一環境株式会社の名古屋支社のほうと契約をしております、四日市市上下水道局の中に第一環境株式会社の事務所もありまして、職員も常駐しておるといった状況で業務をやっております。

お尋ねのありました事項でございますが、まず、県水工事の竣工検査、例えば建物内で水道を引くということで給水装置の工事が終わりますと、その工事の完了の検査というのが必要になってきます。これを、平成24年度から業務委託の一部として委託するようしております。

検査項目というのは、あらかじめ定められておりまして、先ほど委員もご紹介いただきましたような塩素のチェックであるとか、あと、あるいは水がきちんと出るようになっていくかといったような部分については、手順に基づいて検査をして、報告も各案件ごとにいただいておりますが、あと、例えば、宅地開発等による給水管の延長といった部分については、ここは上下水道局の担当職員も出向いて材料検査をやったりという部分はあるわけです。あるいは、事前の工事の審査の中で使用材料の確認をするといっ

たようなことで、工事の質を確認をしている状況でございます。

それから、最初のお尋ねにありました緊急の夜間対応でという部分は、多分工事、これはちょっと第一環境株式会社とは別のところに夜間、休日の緊急の漏水修理等については委託を出しているところでございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

ということは、さっきの豊田委員が指摘していた夜間の緊急連絡の対応時間が、その人が言うには2時間ぐらいのときがあるというのは、そういう事実発生は確認されておるの。あるの無いの、わからないのか。別の修理業者に委託しておるとのことやけど。

役職を名乗って答弁してください。

○ 萩水道維持課長

水道維持課の萩でございます。

夜間の緊急の連絡体制につきましては、上下水道局のほうに夜間の宿直がおりまして、一応、電話対応の者が受けまして、我々、漏水の修繕班が当番を決めまして、夜間、家のほうで待機をしております。電話連絡がありましたら、現場のほうへ出向いて、すぐに修理が必要なものか、あるいは翌日の修理でよいものかというような判断をさせていただきます。緊急で、もう即しなければならぬというようなものでございましたら、上下水道局の職員をすぐに招集して、漏水の修繕に当たっております。そういうようなことで、連絡をいただいてから2時間とか、現場を見に行くと、調査に2時間ぐらいかかるというようなことではございません。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

夜間はそれなら委託していないということ。

○ 萩水道維持課長

漏水等に関しましては、うちの職員が対応しております。

○ 豊田政典委員

そうすると、それだけ先にいきますが、僕も取材したがよくわからない部分があったんですけど、まず、電話番というのがこの第一環境株式会社になっておるんですね。電話連絡係、受付。その人が、津市の方に何か連絡をして、ここから先がよくわからない、違うのかな、メーターのあけ閉めに手続が要るので、その対応に随分時間がかかって、現場対応がおくれると。当番の業者、割り振りをしてあって、当番が行ったり、修理班が行く場合もあれば、担当の業者が行く場合もありますよね。業者が行ってんの、こうやって。

○ 加藤清助委員長

まず、その夜間の受け付けはどこがやって、それから職員に連絡が行ってとか、そのこのチャートのところを正確に答えてもらえませんか。

○ 萩水道維持課長

まず、上下水道局の夜間宿直業務をやっておる電話番に連絡が入ります。それで、水道の漏水とか、そういうような漏れ、そういうような関係の話であれば、宿直対応で委託しております委託業者に1日1人宿直させておりますので、その業者が現場のほうへ対応に行きます。その者が判断をいたしまして、自宅で待機しております職員に連絡が入りまして、それから修理とか、そういうような準備のほうをさせていただくというようなことをございます。

以上です。

○ 加藤清助委員長

わかりましたか。

○ 豊田政典委員

そうすると、電話は委託業者が受けますよね。修理班に最終的に連絡が行くとして、あるいは業者でもいいんですけど、その間に別の何か委託会社が存在するわけではないの。

○ 萩水道維持課長

一般的な水道の業務に対して連絡が入るのが、まず水道局全般の宿直なんですけれども、

私どもの間に水道専門の宿直を置いております。漏水とか水道の技術的なものに対する宿直業務というようなことで、間に置いております。それから、我々の職員のほうに連絡が来るというようなことでございます。

以上です。

○ 矢田技術部長

まず、もう一度ちょっと説明をさせていただきますと、宿直業務に就くのは第一環境株式会社の職員でございますが、そちらが宿直で、何らかの漏水なり何らかのことがあったということで連絡が入ります。そうしますと、水道維持課のほうで、先ほど説明申し上げましたが、そういう業者を1人夜間も配置をしておると、それが見に行くというような形でございます。

見に行くと、宅地内、それから道路上、二つに分かれます。道路上は当然上下水道局の管理になりますので、その部分について、何かあれば、それが大きな漏水であれば職員を呼び出してすぐに対応します。少しの漏れであれば、翌日直しますということがございます。

宅内につきましては、基本的には個人の方の管理ということになりますので、個人の方が修繕ということになります。ですので、いずれにしましても、上下水道局の受付のほうへご連絡をいただいた場合には、先ほど言いましたが、業者のほうがとにかく見に行きます。行った上でそういう判断をさせていただくということになります。ですので、先ほど委員がおっしゃった、津市のほうから2時間かかるというようなお話もございました。それに関しましては、恐らく電話帳なんかに24時間対応というような形の水漏れの業者というのがあろうかと思いますが、そういうところに電話をされますと、津市であつたりとか、どこかはちょっとわかりませんが、そういうところから現場というか、個人のお宅に到着するのに2時間ほどかかるというようなことでございます。ですので、上下水道局のほうに電話をいただいた場合は、道路上、それから宅内という形の中で、とにかく伺って、状況を見させていただいて、宅内につきましては、基本的には個人さんでお願いしますというふうな話になりますし、よっぽどひどい状況ですと、そのときにちょっと応急処置的なものも行ってはまいります。しかしながら、基本的には、メーターよりも民地側につきましては個人さん管理ということになりますので、そういう業者さんになるのか、市内の水道業者さんのほうにお願いをしていただくということになりますので、先ほど委

員さんがおっしゃっておった、津市から2時間というようなお話ということになりますと、上下水道局のほうへお電話をいただいた内容ではないのかなというふうな理解をしております。

○ 豊田政典委員

わかりました。私の理解の中では、上下水道局の対応、あるいは第一環境株式会社を受け付けになったけれども、それによって遅くなったとかいうことはないんだということを確認できたと思っているので、それはそれで結構です。

あと、工事のチェックとか材料チェックに上下水道局の職員が行く場合もあるとかという曖昧な答えでしたが、そのあたりのこと、これは、3年ごとの公募型プロポーザルなので、当然第一環境株式会社もそういった技術的なスキルがあることを前提に契約しているはずなんですけれども、工事完了時の検査が甘いんじゃないかというような声は、まず、上下水道局には全く届いていないですか、そういうのは。

○ 飯田お客様センター所長

今、給水審査業務につきまして委託に出しましたのが、お手元の資料にありますように、平成24年度からでございます。確かに平成24年度委託業務出した最初の時期は、やはり仕様書の中でやるべきことというのは定めているわけなんですけど、現場での細かい実務であるとか、あるいは工事業者さんとのコミュニケーションといった部分で、まだなれない部分がありまして、そこら辺の時期につきましては、私どももお客様センターの給水審査係の職員もいろいろ指導をしまして、業務が円滑に進むようなこともさせていただきながら、業務をやらせていたという状況でございまして、それが平成25年度から3年間は包括委託の中に入るといことなんですけれども、同じ第一環境株式会社がまた経験を積むに従いまして、近年ではそういった業者からの直接的な苦情といったようなものは私どものほうにはちょっと届いていないというのが率直なところでございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、平成24年度は、これも第一環境株式会社だったんですね。それだけ。

○ 飯田お客様センター所長

平成24年度も第一環境株式会社でございました。

○ 豊田政典委員

平成25年度から3年間包括外部委託という形にしてこうやっているということで、第一環境株式会社もスキルが上がってきたということですね。

○ 飯田お客様センター所長

今の委員のお話のとおりという部分がありますのと、あともう一点つけ加えをさせていただきますが、これは平成24年度からの仕様になりますけれども、契約の中で実際委託業者、第一環境株式会社が、この業務、給水審査の竣工検査等を担当する職員については、これは水道法という法律の中で、給水工事主任技術者という定めがございます。3年以上の実務経験であって、試験を受けてというようなところがあるんですが、そういった資格を有する社員の指揮、監督のもとでやりなさいというような仕様にもさせていただいておりますもので、そういう意味では、一定レベルの質も担保するようなことも組み込んで業務委託をさせていただいているというところでございます。

○ 豊田政典委員

実は、私に話をしてくれた方も、2年ぐらい前の話をしていました。今は知らんけどと言っていましたので。今は知らんけどというので聞きました。2年前、3年前はそれでよかったのかという疑問は残るけれども、平成26年度の決算なので置いておくことにして、あともう一つ言ったら、技術の上下水道局内の継承、川村委員も強く指摘されていた、包括外部委託をするもんで、最終審査も任せちゃうし、よくわかりませんが、システム的に、修理班が行っておったのかな、昔は、とか、現場に行ってお対応することが少なくなってきた、そういう経験を積まないと、やっぱり上下水道局の職員としても経験によって技術が継承されていくはずだけれども、どんどんどんどん現場に出る職員が減ってきていることによって、将来大丈夫なんだろうかという思いの意見をいただいたんですよ。それについてはどうなんですか。先ほどの川村委員の話にも通じるところですが。

○ 加藤清助委員長

技術継承にかかわるところで、どちらが。

○ 矢田技術部長

先ほど技術継承というようにお話をいただいております。今現在、水道、漏水とかそういう面で、実際水道維持課の直営班が業務を行っております。大体年間、大きなもの、小さなものを含めまして、2000件ほど対応しておると。この辺は、ずっとこのような対応を続けておりまして、人数は減っておりますけれども、頑張っておっていただいておりますというように実感がございます。ただ、それ以上にやはり老朽化が進んでおるというのもございまして、老朽箇所がふえておると。それから、漏水調査も大きな範囲を広くとりながら調査も進め、修繕も進めということになりますので、一部外部委託には出しております。ただし、外部委託のほうで大体400件ぐらいの修繕を委託をしておるといようなことがございます。実質的には、まだまだ上下水道局の直営のほうでそのような形で漏水修繕を行っておるといことでございますので、一定の技術の確保はできておるといことでございます。

ただし、だんだんだんだんやはり今人員は少しずつ減っておるといこともありますし、年齢的にも上がっておるといようなことがございまして、やはり技術継承というのは課題になっております。そういうところ辺で、先ほど上下水道事業管理者も申し上げておりましたが、若手の職員の確保といったところ辺について、また人事当局のほうとも調整をしてみたいと、お願いをしてみたいというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

じゃ、最後、もう一回第一環境株式会社に戻りますけど、3年間で6億円以上の包括外部委託をしていて、全国的にも実績のある業者だという話で、プロポーザルで契約をしているんですけども、少し教えてほしいのは、全国でそれだけの包括外部委託を受けられる能力のある業者というのは、どれぐらいあるのかということ。公募型プロポーザルを平成25年度からやっているけれども、そのときには応札したのは何社あったのか。

○ 飯田お客様センター所長

こういった上下水道局の検針とか窓口とか、私どもの場合ですと給水審査といった業務がありますが、こういったものを受けている民間事業者さんというのは、実は全国にたくさんございます。その中で、各地域地域でいわゆる商売をやってみえる業者さんもあれば、

全国的に、北海道から九州まで幅広くやってみえる業者さんもあるという、そういうような業界の構造でございます。

私どもも、例えば全国で受けれるところは何社あるのかというような、ちょっと業者さんの数というようなところは把握しておりませんが、大きなところだと、やっぱり私どもが今受託業務を出しております第一環境株式会社、それから、近隣でいきますと、津市の水道局が業者委託を出しているヴェオリア・ジェネッツ株式会社というところがございます。それから、松阪市のほうとか、あるいは、最近ちょっと新聞で目にしましたのは、愛知県豊川市でしたか、そこですと、株式会社タカダというような業者もあります。いろいろ、実は現在の契約が今年度限りでございますもので、今、来年度以降の業務につきましてプロポーザルの作業を進めている最中でございます。その中で、どんな業者さんがおるのかなというようなところをいろいろ見ましたところ、あと、例えば関西のほうでも何社がございますし、関東のほうでも何社かあるというふうなところでございます。

実はこの公募型のプロポーザルにつきましては、お手元の資料、平成22年度から記載しておりますが、平成22年度からの3年間も公募型のプロポーザルで業者を選定しております。このときは、第一環境株式会社を含めて3社の応募がございました。平成25年度からの3年間につきましては、このときは2社の応募がございました。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

この話の前に監査委員の指摘とかというところで話を伺いました。外部委託をふやすことは一つのアウトソーシングという考え方で、経営的に有効な方法ではある一方で、先ほどの上下水道局自体の弱体化につながる危険性があるという、両面があるということだと思いますし、一方で、委託料全般については、特殊要因を除いて、外に出すんだから安くならなきゃいけない、また、指定管理者と同じように民間のノウハウを活用することによって内容もよくならなければいけないということだと思いますが、数値的には特殊要因を除いても横ばいであったり、成果がまだ見受けられないというのは、監査委員の指摘の一つかなと思うんです。今の包括外部委託にしても、平成26年度、平成27年度は問題がないということで安心はしたんですけども、だから、何でもかんでも外に出せばいいというものでもないし、その効果というのをよくよく見きわめていただいて、新たなプロポーザルの準備をされているということですから、私の指摘は2年前、3年前の話かもわかり

ませんけれども、そういったことを一応頭に入れていただいて、もう一度仕様書を見直すとかいう作業につなげていただければ、市民の方の声も有効になるのかなと思いました。

以上です。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑ございますか。

(「別件」と呼ぶ者あり)

○ 加藤清助委員長

別件。続けてください。

どうしようかな、お昼になったので、お昼にしましょうか。

じゃ、休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

11:58 休憩

13:00 再開

○ 加藤清助委員長

それでは、午前中に続きまして、上下水道局の決算審査を再開したいと思います。

川村委員、ちょっとおくれるとのことですが。

冒頭に、午前中の豊田委員の質疑に関連でお許しをいただいて、私、2点確認したいことがあるので、よろしいでしょうか。

1点は、時間外勤務のことを豊田委員も言われていて、私も、これ、監査委員の決算審査意見書の40ページに、時間外勤務を含めた総労働時間により、実質的な労働生産を把握し、業務改善に取り組む意識を醸成することが必要であるというふうに書いてあるもので、その前のところの29ページに労働生産性の指標が出ていて、これは、四日市市の水道事業のほうかな、職員1人当たりの有収水量、職員1人当たりの営業収益、給水人口というのを平成24年度、平成25年度、平成26年度とあって、同時に右端に同格都市との比較数値が出ていて、これを見ると、同格都市と比較すると、非常にいい数字が出ているんですね。

一方で、さっきの監査委員の意見で、時間外勤務を含めた総労働時間により、実質的な労働生産性を把握しと書いてあるもので、この表は見てとると、実質的な労働生産性と違うのかなというふうに思ったんですけど、労働生産性なんかも経営だとかのところで指標の大きな一つなんですけど、どうなんですかね。実質的なのか実質的な数字でないのか、これは、表の読み取りは。

○ 中尾管理部長

この労働生産性は、分母を人数で割っていますので、例えば労働時間、時間外勤務も含めた労働時間で、時間当たりも出したらどうやというご指摘でございます。これはこれで正しいんですけども、そういうようなご指摘でございます。

○ 加藤清助委員長

だから、これは今おる人数で割っておるものでこういう数字なんだけど、よそも同じ表だと思うから、その比較自体の評価は変わらへんと思うけど、言われておる総労働時間、だから、残業が慢性的に多い部分もあるのかなという指摘もあったし、じゃ、その残業が特定の係とか課で起こっておるのかという実態はどうなんですか。

○ 芝田上下水道局総務課長

総務課長の芝田でございます。

確かに時間外勤務の状況を見ていますと、こちらのほう、私どものほうの上下水道局、所属当たりの平均で出しますと、平成26年度が1人当たり月20.3時間、平成25年度は20.0時間と、平成25年度に比較すると、時間当たりの時間外というのは確かに平成26年度ふえているという状況にはございます。そういった中で、私どもとして、こういう実態もありますので、さらに今年度におきまして、時間外勤務の削減に取り組んでいきたいという話で、私どもも思いを新たにして、各所属が徹底している最中でございます。

○ 加藤清助委員長

だから、それは平均やわね。だから、最長がどれぐらいあるとか、そういうことも問題やしさ。

○ 芝田上下水道局総務課長

私どもの各所属ごとに時間外勤務の推移のほうを見ておりまして、各所属のほうで個別にも管理をしております。その中で、所属で特に技術部施設課のほうで時間外勤務がふえる状況にもあるという個別データも持ちながら、全体の把握をしながら、時間外勤務の削減、この辺も留意しながら取り組んでおるとい状況にはございます。

○ 加藤清助委員長

技術職員の欠員とかはあるの。

○ 芝田上下水道局総務課長

人数的には、私どものほうで平成25年度、平成26年度、総人員としては人員の変更はございません。欠員等もございません。

○ 加藤清助委員長

それで、そういう状況だと、業務の見直しとか、場合によっては人が足りないのかということも含めて検討、見直しというか、改善して行ってほしいなというのが1点と、もう一点は、先ほどの6ページの追加資料の業務委託の関係でご質疑もございましたが、6ページの5年間の推移の1行目に、第一環境株式会社にプロポーザルで包括的に委託をしている関係の表もあるんですけど、説明の1行目で、料金収入など上下水道に関する業務について委託ということになっているけど、さっきの質疑のやりとりでいくと、夜間の宿直も含めて委託に入っているのかなと聞き取ったんですけど、この「など」というのは、ここに書いてある水道メーターの検針、納付書等の発送や料金収納以外に何を委託しているんですか。

○ 飯田お客様センター所長

平成26年度までのお手元の資料の中で入っております業務委託につきましては、ここに挙げておりますメーターの検針、それから納付書等の発送業務であるとか、現金の収納業務、それから、お客様から水道を使い始める、あるいは水道をきょうで使い終わるといった連絡をいただきますので、そういった水道の開閉栓の登録、それに伴う料金の精算、それから、収納について、未収の方への催告書とか督促状の送付発送であるとか、そういった

た……。

○ 加藤清助委員長

「など」というのは、これに書いてある以外のことで。

○ 飯田お客様センター所長

以外のところですね。主なところはそこに表記しているところでございますが、委員長がお尋ねの宿日直業務につきましては、実は平成26年度まではこの第一環境株式会社の包括外部委託の中には含まれておりません。

○ 加藤清助委員長

平成26年度まで。

○ 飯田お客様センター所長

済みません。今年度もそうなのですが、この契約の中には、午前中の質疑の中でありました夜間の宿日直業務、お客様からの問い合わせを受けたりといった業務、これは、ここで説明させていただいている業務の中には含まれておりません。別途総務課のほうで、夜間宿日直業務ということで業務委託契約を第一環境株式会社とは違うところに平成26年度まではしておったというふうに記憶しております。

○ 加藤清助委員長

「など」というのは。

○ 飯田お客様センター所長

「など」というのは、済みません、主なものはそこに挙げてあるんですが、あとは、下の表に挙げてあります従来から委託しておったのは、窓口での対応業務、それから開閉栓精算業務、それから検針、それから請求収納、それから、平成24年度から追加しました給水審査業務といったところがこの包括外部委託に現在含まれているところでございます。

○ 加藤清助委員長

給水審査というのは、何をする業務なんですか。

○ 飯田お客様センター所長

給水審査業務と申しますのは、大きくは、例えば家を建てたりするときに、宅内に当然水道を引き込む工事を施主さんがされますよね。そこの建物内の給水の配管等々の設計、布設、使っている材料等が水道法等にのっとって適切なものが使われているのかどうかというところを審査する業務で、これは工事の施行前にまず予定ということで申請をいただいて、それについて審査をして、許可をおろした後、現場の工事を水道工事業者さんがされます。その後、でき上がったものについて、再度竣工ということで書類をいただいて、検査、それから現場の検査といったものをする一連が給水審査業務ということでございます。

○ 加藤清助委員長

あと、この第一環境株式会社への業務委託で、何人ぐらいの人が働いているんですか。

○ 飯田お客様センター所長

平成26年度の例で申し上げますと、検針員さん等を含めまして、総勢で70名。各年度当初の時点での数字を持っておりますが、年によっては若干退職者等がありますけど、おおむね70名弱ぐらいで推移しております。

○ 加藤清助委員長

最後ですけど、その70人の第一環境株式会社の方々なんですけど、それは、第一環境株式会社の直接契約の社員ですか。それとも、別から派遣社員とかというのを含まれているんですか。

○ 飯田お客様センター所長

全て第一環境株式会社のほうが雇用している社員ということで、当然中には本社関係、他部署からいろいろ四日市市に転勤してくる者もおりますし、例えば検針員さんなんかは、ほとんどの方がこの地域から採用されているというふうに聞いております。

○ 加藤清助委員長

じゃ、第一環境株式会社じゃない派遣会社からの派遣社員はいないという理解でよろしいですか。

○ 飯田お客様センター所長

派遣社員を受け入れているということは聞いておりません。

○ 加藤清助委員長

受け入れていると問題になると思う。請負契約やろう。

○ 飯田お客様センター所長

全て第一環境が直接雇用をしているということでございます。

○ 加藤清助委員長

済みませんでした。じゃ、質疑を続けていきます。

他の委員の方。

○ 村山繁生委員

参考までにお聞きしますが、水道料金ですけど、全国的に見て、安いところと高いところでは10倍ぐらい差があるというらしいんですけども、四日市市は全国的に見てどのぐらいのレベルにいるんですか。

○ 加藤清助委員長

水道料金のレベル。

○ 飯田お客様センター所長

実は今委員さんがお尋ねになった事柄、最近私もちょっとインターネットで見ました。どこかの新聞社さんだったと思うんですけども。

○ 加藤清助委員長

ニュースに出ておったん。

○ 飯田お客様センター所長

はい。ちょっと計算してみたんですが、全国平均よりも、同じ基準で計算しますと、四日市市はやや安いぐらいの水道料金であったというふうに記憶しております。

○ 村山繁生委員

たしか一番安いところは、どこやった、赤穂市やった。

○ 飯田お客様センター所長

たしか、おぼろげですが、富士五湖のあたりの何とか町だったと思います。

○ 村山繁生委員

10^mで300円ぐらいだったと思うんやけど。

○ 飯田お客様センター所長

たしか1カ月で20^mという数量だったと思うんですが、300円だったか400円だったか、そんなような額であったような記憶がございます。

○ 村山繁生委員

四日市市でいくと、これで、1^mで185円やから、10^mで単純にいくと1850円ほどになるわけやね。

安いところは、どうしてそんな安くできるのかわからんけど、一遍そういったものを研究してもらって、あと、またさっきの一番最初に聞いたように、県水の受水費については5年おきに協定を改定するんでしたら、料金とか責任水量とか、そういったこともあわせて考えていただいて、また水道料金に反映していただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○ 加藤清助委員長

料金の関係ですが、いいですか。

○ 飯田お客様センター所長

今の委員のご意見を踏まえまして、検討していきたいと思っております。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。

○ 村山繁生委員

はい。

○ 加藤清助委員長

他の委員の方。

○ 豊田政典委員

次、収納対策なんですけど、僕が見ているのは、ほかにもあるかもわからんけど、債権管理の適正化についてという資料。

○ 加藤清助委員長

財政経営部かな。

○ 豊田政典委員

財政経営部の資料で、あれば5ページを見ていただいて、下水道使用料と下水道事業受益者負担金が載っています。それぞれ使用料は平成25年度実績と平成26年度実績、平成27年度目標は88.6%ですよ。受益者負担金は93%とか95%。まずこの辺の数字というのは、参考のために、全国的に平均的な数字なのかどうか。調べていないので教えてください。

○ 加藤清助委員長

わかりますか。全国的な水準と比べて。

わからなければ、わからないと言って。

○ 飯田お客様センター所長

済みません。申しわけございません。全国、例えばいろんな事業者と具体的に比較した資料をちょっと手元に今持ち合わせていないんですが、近隣の鈴鹿市、津市あたりで、済みません、ちょっと時点が古いんですが、平成25年度ぐらいで比較した数字を、ちょっとおぼろげな記憶で申しわけございません、大体うちとそんなに変わらないような率であったのかなという、済みません、記憶でしゃべっておりますので、申しわけございません。

○ 豊田政典委員

じゃ、その記憶は置いておいて、下水道使用料のほうは90%に至っていないということで、低いんじゃないかと思って聞いているんですけど、例えば、一番、この資料あります、手元に。見えています。

○ 飯田お客様センター所長

はい。見えています。

○ 加藤清助委員長

あるそうです。

○ 豊田政典委員

平成26年度実績で見ると88.57%、年度末現在ですけど、これ、そうすると、5億円以上未納なんですよ、現年度で。

○ 飯田お客様センター所長

このところでございますが、実はちょっと説明を加えさせていただきます。このお手元の資料で記載をされておりますのは、もちろんほかの収入も含めて年度末ということでございます。ただ、下水道使用料受益者負担金、それから、ほかにも出てきます下水道使用料につきましては、ほかの例えば税とか保険料とちょっと会計制度が異なりまして、企業会計という仕組みを持っている関係で、出納整理期間というものが、一般会計であります出納整理期間、年度変わって4月、5月中に現年収納を整理するという仕組みがございます。その都合で、年度末時点という時点で切りますと、今お手元のような数値になってお

ります。

ちなみに、ちょっと細かく数字が2段書きになっておりまして恐縮でございますが、一般会計の出納整理の時点と同じレベルで数字を拾ったものがお手元の資料、下水道使用料であれば、下段の部分に表記されております。例えば平成26年度実績でいきますと、年度末ということだと88.57%でございますが、これが一般会計と同じ5月31日時点で整理をさせていただきますと、97.34%といったような数字になりますもので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○ 豊田政典委員

理解しました。財政経営部のつくり方が悪いんやな。

次は、また監査委員の決算審査意見書からなんですけど、上下水道事業ともに現金の預金の活用について指摘されています。今、意見書の63ページ、下水道事業のほうを見ていますが、57億円、定期預金による運用を行っているけど、活用されているとは言いがたい。こんな指摘なんですけど、そうすると、これを読む限り、定期預金だけで運用とは言えないというような実態だと読み取れるんですけど、そのあたりのちょっと説明をもらえますか。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

まず、年度末、63ページでいきますと、下水道事業のほうで57億円を持っておると。その分について、いわゆる有効活用をどうしていくかという部分につきまして、当然、残高の分につきましては、今後の投資だとかそういうものに財源的に充てるものにはなるんですけども、その57億円を、いわゆるそのまま普通預金に置いておきますと、例えば利息のほうはつきません。ですが、その中で、いわゆる資金運用という形の中で、いわゆる利息、こちらのほうを、稼ぐと言いますとおかしいですけども、それのつく定期預金、こちらのほうに預け入れをして、その利息のほうを生んでおるという形での運用のほうをさせていただきます。

○ 豊田政典委員

だから、一般会計の場合やと、会計管理室が運用していますやんか、いろんな形で。そ

ういったことは、公営企業ではやらないものなんですか。これ、ただ単に定期預金に入れておるだけですよ。

○ 内田経営企画課長

他会計に貸し付けをするということによろしいのでしょうか。

現に上下水道事業とも残高を持っている分について、それをいかにどういった運用をするかというところの中で、ほかへ貸し付けをするかしないかというようなことが一つの運用になるかとは思いますが。例えば、上下水道事業のほうでこれだけの残高がありますと、ただ、一般会計のほうで、資金が不足するから、例えばそれをいわゆる企業会計側のほうから一般会計のほうに貸し付けをするかとか、そういう制度は可能ではあるかと思えます。その中で、いわゆる一般会計が現在借り入れている利率といいますと、ほとんど店頭販売で0.02%だとか、そういう形で借りているかと思うんですが、今、上下水道事業のほうでの運用として預けているのは、それよりも高い金利のほうで預け入れをしております。例えば企業会計のほうから一般会計のほうへ貸し付けをしようとするれば、当然企業会計のほうで運用をしている利率、最低でもその利率だけの利息は一般会計からいただかないと、企業会計のほうとしては、一般会計のほうに貸し付けることによって、いわゆる金利の部分が安くなる、利息が減ることになりますので、その辺の状況の金利の関係もあるかと思えますけれども、その状況の中で、今は一般会計のほうは、例えば0.02%で、上下水道事業での運用であれば、それ以上の0.03%以上であるとかいう形の中で運用のほうをとってまいりますので、ですので、今現時点の中では、運用という意味合いで他会計への貸し付けとかいう形は今現在はやっておりません。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ここでは他会計貸付金制度の運用などを書いてあるけれども、上下水道局の見解としては、今説明いただいたような理由で、この指摘は的外れだと、そういうことですか。

○ 内田経営企画課長

監査委員さんの意見について、的外れということではないと解釈しております。

今現時点で申しましたように、いわゆる企業会計で運営していく中で、今現在預け入れ

ている利息と同等のもの、もしくは高い利息のところへ貸し付けをするということであれば、企業会計のほうはメリットがございますけれども、あえてそれを低い金利のところへ貸すということになりますと、企業会計サイドのほうを見ますと、その分利息が出てこない。逆に言いますと、同じ同等の利息で他会計のほうへ貸し付けたとしますと、一般会計側のほうからすれば、例えば今上下水道局のほうは運用のほうで0.05%なりの運用をしておる、一般会計は貸し付けは0.02%で借り入れるとすれば、一般会計も0.02%の安いほうで借りたほうが利息の払う分は減るという状況はありますので、この辺のところについては、当然、今後の金利、この辺の動向というような状況を踏まえてやらなければならないかと思えますし、上下水道局のほうにつきましても、大口定期の分につきましても、入札も行いながら、銀行のほうとも交渉しながら、なるべく高い金利で預け入れをできるようにというような運用も図ってまいりますので、この監査委員のほうから言われています他会計への貸付金の運用などを十分検討するというところの部分の中には、その辺の金利の状況だとか、そういうことも踏まえた中で、いわゆるそういう視点、それも踏まえた中で運用を図るよという考え方だというふうに私は解釈しております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

ちょっと済みません、関連で。

○ 加藤清助委員長

村山委員、関連。

○ 村山繁生委員

運用する利息よりも、単純に考えると、企業債の支払い利息のほうが多いと思うんですよ、借りるほうが。だから、要するに、債権をできるだけ、極力減らすべきじゃないか、その預金を使って。使っても極力減らすべきではないかなと思うんですけれども、その点はどうですか。

○ 内田経営企画課長

例えば、上下水道事業のほうで見ますと、いわゆる企業債ということで借金をいたしております。その分につきましても、例えば平成26年度なりで国のほうから借りている金利にいたしますと、1.2%だとかという状態の中で、今、定期で預け入れをしているよりも借りるほうが高いという状況があります。その中で、例えば水道事業のほうでいきますと、事業に対していわゆる国のほうから借り入れられるお金は100%借りることはできますけれども、当然丸々全額を借りておれば、その分の借金の利息がふえてまいりますので、実際現在の資金残高等を勘案しながら、いわゆる30%の借り入れにとどめておるということで、いわゆる借金を抑制して、将来的に払わなければならない利息、こちらのほうも抑制していくという形の中で捉えております。

例えば、今、下水道事業のほうで57億円ありますけれども、例えば、この部分をもっと少なくして、例えば起債を借りていくというような運用になりますと、さっき申しましたように、将来的にその利息を払わなければならないということがございますので、その辺のところの部分も勘案した中で、現在持つておる、投資に向けて保有しておるといふところの分についての運用を定期預金という形で運用させていただいているということがございます。

以上です。

○ 村山繁生委員

流れとしては、その30%が限度ということで、起債の率ですか、30%に抑えるということですね。その債権を30%よりもっと下げていくという流れでいいんですか、これから、債権を。極力、借金は。

○ 内田経営企画課長

追加資料のシミュレーションのほうでも30%というふうに書かせていただいておりますけれども、当然、今後事業計画を立てていくの中で、事業規模に見合っ、水道事業のほうでいきますと、まず起債といわゆる自己資金という中での運用になります。それを補っていく中で極力その借入額を抑制していくと。その分の中には、当然料金のほう、使用料がどれだけ入ってくるかとか、そういうものを含めた中で、いわゆる資本的、いわゆる建

設投資する部分の不足額に充てる資金がどれだけ充てれるのか、残高がどれだけもつかと、その辺の計画も勘案しながらで起債の充当率を今現在は30%と置いている状況です。この分の中で、例えば使用料が今1億円程度ずつ減収になっておりますけれども、例えば、これを減収せずに使用料がどんどん入ってくるとかというような状況になれば、この30%という数字をまた下げていくということもあり得るかも知れませんが、今現時点の中では、やっぱり給水収益のほうにつきましては、1億円程度ずつ毎年減少していく見込みでありますので、現時点では30%の中で借入れをする、それで建設投資の不足に充てるという部分が、今でいくとぎりぎりの状態なのかなというような考え方でおります。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

わかりました。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。

他に質疑ございます方。

○ 豊田政典委員

最後、私的に最後なんですけど、下水道事業の汚水処理のほうの公共下水道の普及工事の進捗についてなんですけど、後ほど協議会でアクションプログラムの説明があるということなんですけど、この場で言っておきたいので発言してはいますけど、僕が最初議員になったのも17年前なんですけど、ちょっとわかりやすくローカル色を出すと、四郷地区でもまだ下水道が通っていないところが多々あります。当時、十数年前に、豊田さん、あと何年で通ると言うもんで、尋ねたら、あと5年ぐらいで通る予定ですと言われてた。十数年前に。それを、私はそのまま伝えたところ、どんどんどんどんおくれていくわけですよ、それが。おまえ、5年で通ると言ったやないか、家を建てるのを待ったんやでということも起こりかねないというのが昔からの話ですよ。国の許可だか認可だかというのもあったりとか、いろいろ制度が変わってくる中で、改めてお聞きするんですけど、平成26年度の決算なんですけれども、監査委員からの決算審査意見書にも面整備が遅いみたいなこともちらっと書いてあったりするので、その辺、どうなんですかね。

もう一つは、何年か前に、アンケート、意向調査をやって、協議会で説明があるのかどうか知りませんが、効果の高いところから優先的にというようなことをやっていたこともありましたが、今もやっているのかもしれない。優先順位の考え方と、それから、整備の進捗を1年間振り返って、どのような総括をされるのか。この先どうなっていくんだ。あと、広報の話ですね。前から僕、事あるたびに言いますが、やることになる2年か3年前に地区に説明するんじゃなくて、もっとわかりやすい形で、この地区はあと何年でできますよとかいうのを知らせないと、個別の事情もあるわけですよ、家庭的な。だから、できなければ、できない理由を示した上で丁寧にやらないと、せっかく都市計画税を払っていても、わしのところ、何年たっても下水道が通らへんがやみたいな話ですわ。都市計画税の大半は、下水道整備というか、下水道事業に使われていますね。都市計画税を払っているのに、下水道が通らんまま生まれて死んでいく方もいるわけですよ。この辺の考え方を改めて問いただしておきたいなと思っている。

○ 加藤清助委員長

下水道の計画だとかの住民、市民への周知を、例えば平成26年度のところはどんなふうに行ってきたという点で答えていただくことかなと思いますが、いかがでしょうか。

○ 中村下水建設課長

下水建設課の中村でございます。

まず、地域の方々への近々の下水道整備については、毎年8月に広報で出させていただいておりますけど、8月下旬号だったと思いますけれども、それに同時配布物として、これから2年間の整備予定という形で入れさせていただいて、近々の整備予定というのは、そちらで市民の皆様に見ていただけるように、各戸配布をさせていただいております。

あと、下水道の整備が非常に遅いやないかというようなことでございますけれども、確かにそういう経済的なもの、もろもろを考えていくと、やはり国からの交付金を調達しながら事業を進めております。そうしますと、やはり要求いたしましても、大体8割から9割方の、今でも内示額になったりで、例えば今回なんかは、日永浄化センターの整備をやはりまず優先させないと上流の面整備は進んでいかないというところで、そちらのほうへ事業費をシフトしていくと、平成20年度から日永浄化センターを進めさせていただいておりますけれども、どうしてもそちらのほうで面整備のほうで圧迫していくという部分もご

ざいまして、どうしても進んでいくのがおくれていっているということにはなっていないのが現状でございます。

そして、アンケート調査等々につきましては、以前に地域へ入らせていただくときに、地域の方々にアンケートをとって、整備させていただくのは、その地域、数年の間にはさせていただくんですけど、どこから進めていくやろうというようなお話でアンケート調査をとらせていただいたところもございますし、今もそういった中で整備をさせていただいておるところもございますもので、大きくは、近々ではちょっとアンケートをとったかどうかというのはちょっと記憶にないんですけども、以前にとらせていただいた中で整備では、そのように進めさせてはいただいております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

例えば、10年前と比べて、ここ数年の整備の早さというのは変わっていないのか、おこなわれているのか、早くなっているのか。

○ 加藤清助委員長

そこら辺って、協議会ではだめですか。

○ 豊田政典委員

いや、だめです。

○ 加藤清助委員長

だめということです。

○ 中村下水建設課長

お示しさせていただいております追加資料の中の3ページをごらんいただきますと、3ページの項目の、例えば13番ですけれども、汚水の管渠付設の延長がございます。この中で、平成17年度、72万3424m、そして、その次の年が76万m云々ということが書いてございます。この間に差を見ると、平成17年度と平成18年度の差が3万7000mほどございます。ずっと進んでいただきまして、例えば平成25年度と平成26年度の差を見ると、8000mとい

う形で、事業自体は、やはり延長自体は減ってきておるといふようなことではございます。ただ、先ほど申しましたように、平成20年度から日永浄化センターの事業、第3系統、第4系統等の工事を進めておりますけれども、平成27年度末で供用開始という形になってまいります。そうすると、事業費が浮いてまいりますもので、これから面整備のほうに力を入れて進めていこうというふうな形で考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

最後のところをもう一回言ってください。

○ 中村下水建設課長

延長自体は、やはり豊田委員が言われるように、年々少なくなっているという部分ではございますけれども、平成20年度から本年度にかけて、日永浄化センターの整備を進めさせていただいております。総額でたしか120億円というふうなお話をさせていただいておりますけれども、そういった事業費を年々食っておったわけですが、そのかかっていた費用が、やっぱり浮いてくるといいますか、そちらに費やしておった事業費が浮いてきますもので、それで汚水の面整備のほうを進めていくということで、平成28年度以降その費用を面整備に充てて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

今、2回言ってもらいましたので、それで結構だと思いますが、時々出されているかもしれないけど、広報よっかいちの中で、下水道整備の将来的な考え方だとか見通しとか、そういうところを、より丁寧に広報してもらうことによって、今説明いただいた事情も市民の方はわかると思うし、個人的な見通しも立てられると思うんですよ。だから、前から何度も言っていますが、広報をきめ細かくやって、皆さん方が進めている業務について知ってもらうことで誤解も解けるだろうし、信頼性も高まると思いますから、より丁寧な説明、広報というのを、この決算常任委員会都市・環境分科会委員としてお願いしておきます。

ありがとうございました。

○ 加藤清助委員長

ということでございます。

他にご質疑のある方。

(なし)

○ 加藤清助委員長

質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

討論なしと認めます。

では、これより採決に入ります。

それでは、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第19号平成26年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第20号平成26年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、原案のとおり認定すべきと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認めます。よって、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6

款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第19号 平成26年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第20号 平成26年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

以上で上下水道局の決算認定の審査を終わりましたので、この後協議会に入りますので、理事者の方の一部退出がございますので、委員の方はそのままお待ち願います。

13：43 休憩

14：25 再開

○ 加藤清助委員長

それでは、おそろいのようなので再開をさせていただきます。

議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

○ 加藤清助委員長

これより環境部の所管部分に移ります。決算常任委員会都市・環境分科会ですが、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費を議題とさせていただきます。冒頭に部長からご挨拶があれば。

○ 川北環境部長

環境部でございます。

先ほど委員長のほうからご紹介いただきました決算認定につきまして、まずはこの前の都市・環境常任委員会議案聴取会のほうでご指摘いただきました資料に基づいて説明させていただき、あるいは質疑に対しても真摯に答弁させていただきたいとも思います。どうぞよろしく願いいたします。

○ 加藤清助委員長

それでは、お手元に資料はございますでしょうか。以前の都市・環境常任委員会議案聴取会でご請求いただいた資料を準備いただきましたので、その資料の説明から始めてまいりたいと思います。説明を求めます。

○ 人見環境保全課長

環境保全課、人見でございます。

私のほうから説明をさせていただきます。

まず、資料のほうをちょっとめくっていただいて、目次のほうになりますけれども、1番の平成26年度決算概要についてから9番の南部埋立処分場の運営計画についてまでの追加資料のほうを準備させていただきました。

これは、追加資料の請求のあった順番ということではなしに、まず総括を入れさせていただいて、その後、予算費目の順番で資料のほうを整理させていただきましたので、その点、ご了承いただきたいと思います。

まず、1ページのほうをごらんください。

1ページ、2ページ、3ページ、こちらのほうが豊田委員のほうからいただきました平成26年度の決算概要、総括はどうなんだというようなことでいただいたご意見に対しまして準備をさせていただいた資料でございます。

まず、いきなりちょっとおわびで申しわけないんですけれども、3行目になりますが、「予算減額」と書いてございますが、「減らす」という字を書いてございます、済みません、これ、「現在」の「現」でございます。予算現額94億3585万7460円でございます。

申しわけございません。

その後、課ごとに環境保全課、生活環境課、新ごみ処理施設整備課ということで、課ごとにまとめさせていただいております。

まず、環境保全課分についてでございますけれども、重立ったところだけちょっと説明

させていただきます。

なお、それぞれの項目ごとに主要施策実績報告書の何ページとか、決算常任委員会資料の何ページ等々に入れさせていただいておりますので、その辺も参照していただければと思っております。

まず、一つ目でございます。地球温暖化対策事業といたしまして、家庭用の新エネルギー設備、あるいは中小企業用の新エネルギー設備とか省エネ設備、こういったものの更新に対しまして支援を行ったところでございます。今後も引き続きまして、温室効果ガス削減に向けまして、取り組みや支援のほうを行っていきたいと考えております。

次が、四つ目でございます。大気、水質、騒音等についてですけれども、市内のそういった環境、大気、水質、騒音の環境把握をするために、監視、あるいは測定を行うとともに、ホームページ等によりまして、市民の方々に情報提供を行っておるところでございます。今後も引き続きまして適正な環境の監視に努めてまいりたいと考えております。

次は、2ページのほうで、一番上は四日市公害と環境未来館のほうでございますけれども、こちらのほうにつきましては、平成27年3月21日に市立博物館、あるいはプラネタリウムとの、そちらのほうのリニューアルとあわせて開館をさせていただきました。四日市公害の歴史と記憶を次世代につなげまして、産業の発展、あるいは環境保全を両立したまちづくり、こういったものを広く国内外に情報発信をしていきたいと考えております。

次に、その下の公害健康被害者対策でございますけれども、公害健康被害者に対しまして、また障害補償費、あるいは医療費等の給付等を行ったところでございます。今後も引き続きまして、被害者に対しましてそういった医療福祉とか、あるいは公害保険福祉事業、そういったものに努めてまいりたいと考えております。

あと、書いてあるところ、ちょっと記載のとおりでちょっと省略させていただきますけれども、私どもの業務、そのほかにも環境保全審議会の開催などがございますけれども、議会事務局のほうから聞き及んでおるところでございますけれども、これまで市議会議員さんのほうにも環境保全審議会の委員として参画いただいていたわけですが、平成27年10月31日をもって参画のほうを取りやめると聞き及んでおるところでございます。

四日市の環境のために本当に皆様には大変お世話になったと思っております。どうもありがとうございました。これに伴いまして、今度、11月定例会で条例のほうをまた改正するというので上程させていただきたいと、今、市議会議員さんが入っておりますので、条例を改正させていただきたいと思っておりますので、その際にはいろいろとご議論のほう

をよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○ 加藤清助委員長

続けて、生活環境課長。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤でございます。

私のほうから生活環境課分と新ごみ処理施設整備課分の概要ということで、主なものについてご説明申し上げます。

まず、生活環境課のすぐ一つ目の丸、斎場と墓地についてでございますが、北大谷斎場を開場いたしまして20年が経過しておりまして、やはり施設面で老朽化が否めない状態になってきております。今後も計画的な施設修繕等を進めながら、人生の終えんの場にふさわしいような施設になるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、丸の二つ目でございますが、ごみの排出量の削減ということについてでございます。

平成20年度にリーマン・ショックということでありまして、その後、ごみの排出量がすごく落ち込んでおりまして、平成22年度で一旦最小になったわけでございますが、その後また経済的にも徐々に持ち直してきておるということで、現在、微増傾向にはございますが、地域や、あと小学校でのごみ説明会等を通じまして、ごみの減量についての啓発を行いながら、ごみの発生量の削減について今後も努めてまいりたいと思っております。

そして、もう一つ、2ページの一番下の丸でございますが、資源の持ち去り対策についてでございますが、平成22年度に条例を施行させていただきまして、日々パトロール等は行ってはおるものの、持ち去りを行っている者の手口といいますか、かなり従前よりは巧妙になってきておるといような状況がございます。ですが、我々も警察と連携を行いながら、昨年度、平成26年度は告発を1件行うことができました。ですので、今後も対策をより強化しながら、引き続き行っていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○ 人見環境保全課長

続きまして、4ページのほうをごらんください。

環境基準達成率の状況と事業所立入に係る対応についてということで、こちらのほうは加藤委員長のほうからいただいたものでございます。

まず、環境基準の達成率の算出の方法ということでございますけれども、大気の測定局が市内に11局ございますけれども、そのうちの9局と水質の環境基準点の10地点、そちらのほうの主な項目のほうで環境基準が達成したかどうか、そういったところを判断しておるわけでございますけれども、ですので分母が19、それに対して、分子が今回は16ということで、84.2%となっております。それぞれの環境基準の達成条件については、4ページ、あと5ページの上段の部分でございます。

次に、5ページの2番目、立入調査でございますけれども、それぞれの法令に基づきまして、ごみの立ち入り件数といたしましては139件、そのうち基準超過、あるいは届け出の不備等がございまして、そういったものを指導したのが6件でございました。

次が6ページでございます。3番の環境教育推進事業費についてということでございます。こちらのほうは、村山委員のほうから四日市公害と環境未来館の事業費の内訳について詳細なものを出してくれということで、こちらのほうを準備させていただきました。環境教育というような形で、それ以外の事業もまとめて入れさせていただいておりますけれども、特に四日市公害と環境未来館の事業費につきましては、3番が整備事業費、4番が管理運営費ということで、それぞれ内訳については記載のとおりでございます。

次が7ページでございます。

環境教育推進事業の考え方についてということで、こちらのほうは川村委員のほうからいただいたものでございます。環境教育につきましては、私ども、平成26年12月に改定いたしました環境計画、こちらの第8章に四日市環境教育等推進行動計画というのを策定して取り組んでおるところでございます。

こちらにつきましては、国のほうの「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」、あるいはE S Dというものの推進を踏まえて策定したところでございます。やはり、環境部としての環境教育にかかります主な取り組みとしましては、以下に示しております6点でございます。

こちらのほうも、済みません、ちょっと脱字がございます。①、いきなり「校」となっておりますけど、「学」を入れてください。申しわけございません、学校でございます。学校、地域、社会等幅広い場における環境教育でございます。

以上、6点が主な取り組みでございます。私のほうからは以上でございます。

○ 伊藤生活環境課長

私のほうからは、8ページ、5番の北大谷斎場の修繕計画と利用者数についてということで、これは山口副委員長のほうからご請求いただいた部分です。

まず、1番最初に修繕計画の中のアセットマネジメントについてということで、この下の表で、平成27年度、平成28年度、平成29年度のスケジュールをお示したところです。そして、その他の修繕計画ということで、平成26年度に行いました施設修繕の内容を明記いたしました。そして、平成27年度については、予算的には1700万円ほど施設修繕費を計上させていただいております。

めくっていただきまして、9ページでございますが、管理運営の見込みということで、利用者見込みということで書かせていただきました。

火葬件数については、平成21年度から平成26年度まで6カ年を示させていただいております。平成21年度から大体3000件程度の火葬件数がございます。将来推計と申しますか、平成32年度におきまして、四日市市の人口がおよそ30万2000人ほどになっておりまして、将来推計等の中の数字で、死亡率が約11.6%というふうになっておりまして、そのときの死亡者数をこれで掛け合わせていきますと、1年間で3500人ほど、1日当たりの件数を割り戻しますと約10件ということで推計がされまして、北大谷斎場の火葬炉は現在12基ございますもので、対応は可能であるというふうに考えております。

そして、管理運営費の推移ということで、(2)でこの表でお示しをさせていただきました。アセットマネジメントは平成29年度で終わりますと、あと平成28年度以降は概算でこのような形で約8000万円ということと、あと管理委託、これは委託契約をしておるものですが、その数字を示させていただいたところでございます。

続きまして、10ページ、6番、北大谷斎場の利用状況とアンケート結果についてということで、これは川村委員さんのほうから請求いただいたものでございます。

1番で、施設の稼働率についてということで、葬祭棟のほうの利用実績を平成21年度から平成26年度までお示しさせていただきました。結果はごらんとおりでございます。あと、その下の表で、空き状況の問い合わせ件数と、予約が入って、その際、既に予約が入っておって断った件数というのを内数ではございますが示させていただきました。

そして、2番で、利用者アンケートにつきましては、毎年4回に分けて、各50人ずつ

つ、計200人を対象にランダムでアンケートのほうを送らせていただいております。回収率はこの表のとおりでございます、大体50%強の回収率でございます。そのアンケートに基づいた結果が、ちょっと飛びますが、11ページ、12ページということで、左、11ページが全体的な評価で丸をつけていただいて、満足できた、普通、満足できなかった、わからないということで丸をつけていただきまして、回答を集めたもの、総合的に示したものです。そして、右の12ページにつきましては、自由記載欄がございまして、そこに記入していただいた結果をお示ししております。

そして、戻っていただいて、済みません、10ページでございますが、最後に北大谷斎場を出て行く信号のところで渋滞が起きるけれども、どうするのかということのご意見がございました。アンケートの中で、自由記載の中で、やはり1件、信号が長くて渋滞していましたというふうなご意見が寄せられております。ただ、あそこの信号なんですけど、実は、すぐ東側の松本街道と県道8号四日市鈴鹿環状線の信号と連携しておりまして、斎場の出てくるところの信号を長くすると、東側の県道8号四日市鈴鹿環状線のほうで混んじやうと、渋滞が起きるといようなことをちょっと警察のほうに確認させていただいております。

続きまして、13ページ、7番、資源物の現状と今後の対応についてということで、これも川村委員さんからいただいたものです。

1番は、行政回収の状況についてということで、状況はごらんのとおりでございます。

2番としまして、民間事業者の取り組みということでお示しをさせていただきました。4行目、特に古紙類につきましては、新聞の販売店さんでありますとか、スーパーの自主回収、あと、よく道路の際にコンテナボックスが置いてありまして、そういった無料回収をしておるようなところもございます。そうしたところ辺で、年間4300tほどは集められておるのかなというふうなことでございます。

あと、その下で、いわゆる無料回収所というような形で、市内には12カ所ございますが、それについては、三重県のほうとあわせて調査、指導を行っているような状況でございます。

3番が資源物の取引状況についてということで、このような形で売却をさせていただいております。

4番、今後の行政回収についてということで、3行目のところになりますが、市況の影響により条件が悪化した場合のリスク対応も考えて、行政回収は今後も必要ではないかな

というふうを考えております。

続きまして、14ページ、8番、資源物の収集体制と資源化の実績についてということで、これは豊田委員さんからいただいたものです。

上の表につきましては、今現在の収集処理体制を示しております。平成28年度から、下の文中の1行目、乾電池、水銀体温計、蛍光管につきましては、全国都市清掃会議の広域回収ルートというものがルート上確立されておまして、それを利用しまして資源化を行いたいと考えております。

あと、スプレー缶、ライターにつきましては、民間事業者に引き取りをお願いするつもりでおります。

あと、小型家電につきましては、広域認定事業者のほうに引き取りをお願いするつもりでおります。

続きまして、15ページ、資源物の資源化の実績についてお示しをさせていただきました。売却益については（1）の表のとおりでございます。

そして、2番で、持ち去りの被害想定量の推計についてということでお示しをさせていただきました。このグラフにつきましては、紙類の回収量の推移ということでお示しさせていただいております。

そして、1番で排出量の減少ということで、約2150 tほど、そして民間ステーションへの持ち込みということで、先ほどの4300 tとあわせて、あと、新聞販売店での回収で200 t、トータルで4500 t、そして、そこをあわせまして、16ページの上になりますけれども、持ち去りの被害想定量ということで、約2000 tぐらいが被害に遭っているのではないかと、いうふうに想定しております。被害額については、紙類の平均単価を掛け合わせますと、約1500万円ぐらいが市としての被害額といたしますか、収入額の減少になっているのかなというふうに考えております。

そして、（3）で持ち去りの対策についてということで、今現在、生活環境課のほうに警察のOBさんが2人おります。あと正職員1人で、1班2名体制ということにはなっておりますが、毎日パトロールのほうを実施させていただいております。

そして、2番ということで、警察とも連携ということで、北、南、西という、四日市市に警察署が3署ございますが、平成26年度の実績としては6回でございますが、警察各署と同時にごみ置き場のほうでの対策といたしますか、張り込みのほうを実施させていただいております。

そして、（４）ということで、取り締まりの状況についてということでございます。条例に基づきまして指導等を行っておりますが、１番の実績ということで、指導の一番下でございますが、今までに告発が４件、そのうち２件については罰金が確定しておる状況でございます。

そして、他市との連携ということで、県外の市町や県内市町等々とも連携を図っておるところでございます。

そして、（５）の今後についてということでございますが、やはりこの条例の中で、できることはやっておると我々は考えておりますが、なかなか手口が巧妙といいますか、何台にも車が分かれてきて、こちらとしては全て押さえきれないような状況になってきております。その関係もございまして、警察さんのほうともっと連携をしてみたいと。あと、三重県のほうにも条例とかを視野に入れて、何とか連携を深めてみたいというふうに考えております。

続きまして、17ページでございますが、９番、南部埋立処分場の運営計画についてということでございます。これは川村委員さんからいただいたものです。

１番の施設概要についてということで、まず、上段が当初申請時ということで示させていただいておりますが、括弧内が変更申請時のものでございます。

そして、２番については、埋め立ての残余容量の推移予測ということで示させていただきました。平成26年度までは実績でございますが、平成27年度以降は予測値ということで、埋め立て量につきましては、平成28年度以降600m³程度になるであろうというふうに考えております。そして、残余容量につきましては4万2000m³ほどあるのかなというふうに考えております。

そして、３番、事業費の推移ということでございますが、管理運営費につきましては、今年度までは直営で行っておりますので、毎年1億5000万円ほどの予算額、もしくは決算額を出させていただいております。平成28年度以降につきましては、施設全体の委託を考えておまして、大体1億円ほどの経費が必要なのかなというふうに考えております。そして、埋立処分場の延命化事業費ということで、平成23年度から実施させていただきましたが、今年度、平成27年度の2億円をもちまして一応最終とさせていただくつもりでございます。

説明は以上でございます。

○ 加藤清助委員長

資料請求のご説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより委員の皆さんに、前回の委員会資料を含めて質疑を受けてまいりたいと思います。

○ 平野貴之委員

済みません、ちょっと細かいことを何点かお伺いしたいんですけれども、まず、公害健康被害対策……。

○ 加藤清助委員長

できましたらページを教えてください。

○ 平野貴之委員

こちらは主要施策実績報告書の117ページなのですが、こちらに、先ほどもご説明いただきました公害健康被害補償等事業費というのが書かれていて、6億円とあるんですが、そのうちのこの下の二つの給付費なのですが、これは、ちょっと済みません、私、知識不足なものですから、毎年給付されているものなのか、それか、この平成26年度に限って給付されたものなんでしょうか。

また、特財とあるんですけど、特財って何ですか。この右側の括弧に。ちょっとお願いします。

○ 人見環境保全課長

この公害健康被害補償給付費と特別給付債補助給付費の2点ということによろしいでしょうか。

○ 平野貴之委員

そうですね。

○ 人見環境保全課長

こちらのほう、現在も公害認定患者さんは400名弱の方がお見えになりますけれども、

この方たちに対します医療給付であるとか障害補償費、そういったものでございまして、これはずっともう毎年支払われているものでございます。

公害健康被害補償給付費というのが一般の認定患者さんで、特別救済補償給付費というのが、認定患者さんなんですけれども、裁判での原告の方と、あと裁判の後、自主交渉で企業と自主交渉をしてお金をいただいている方、そういった方は特別救済というような形で給付をしております。

その他特財となっておりますけれども、これは10割特財が入っておるわけですが、こちらのほうは、国の関係機関の環境再生保全機構というのがございます。そちらのほうから、そういった給付については満額私どものほうへいただいております。この特財が、もともとは企業の硫黄酸化物、こちらのほうの排出量に応じて、全国の企業から環境再生保全機構が集めているものでございまして、一般には汚染負荷量賦課金と呼んでおるわけですが、そういったものを集めて、あと、自動車の重量税、そちらのほうとあわせて、私ども、給付した事業に当て込んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之委員

ありがとうございます。ということは、その財源というのは、この給付が続く限りもうずっと国から支給されるということですか。

○ 人見環境保全課長

現在のところ、そういった制度になっておりますので、これからも引き続き私どものほうで給付は行っていきますし、財源につきましては、国のほうといたしますか、環境再生保全機構のほうからいただけるというふうなことで考えております。

以上でございます。

○ 平野貴之委員

どうもありがとうございます。

あと、ちょっと1ページに戻って、116ページの一番上の天津セミナーなんですけど、こちら、天津セミナーって、天津市の行政の人にこちらが研修を行うというやつで、800万円ということなんですけど、これは、こちらが全額負担をしているんですか。それか、天

津市も負担して、そのうちの何割かを四日市市が負担しているというものなんですか。

○ 人見環境保全課長

こちらのほうの費用についてでございますけれども、現地研修と国内受け入れ研修がございます。現地研修のほうにつきましては、全額私どものほうの費用で行っております。

あと、国内受け入れ研修についてでございますが、向こうからの渡航費につきましては天津市側が持って、こちらの滞在につきましては私どもの費用でやっておるということでございます。

いずれも私どもから国際環境技術移転センターの I C E T T のほうに委託をしてそういった事業を実施したところでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之委員

わかりました。じゃ、この800万円というのは、大体 I C E T T に委託した金額ということよろしいですか。

○ 人見環境保全課長

委託金額そのものでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之委員

ありがとうございます。

あと、市街地での獣害対策について、去年の取り組みとその課題というか、そういうのがあったら、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 人見環境保全課長

市街地のほうの獣害対策、ちょっとこの決算関係議案のほうには上がっておりませんが、実は昨年度、特定外来生物の防除実施計画のほうを私どもが策定いたしました。それに基づきまして、今年度からは特定外来生物のアライグマとかヌートリアにつきましては、私どものほうで捕獲あるいは処分のほうを行っておるというようなところでござい

ます。そういったことから、昨年度はまだちょっとそういったことをやっていなかったものですから、ただ、やっぱりそういった問題というのは非常に多くなってきたということで、防除実施計画のほうをつくりまして、今年度からいろいろ捕まえて処分をしておるといところでございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

平成26年度には特定外来生物の捕獲等の費用発生は、業務としてなかったということだね。

○ 人見環境保全課長

特定外来生物という形での処分ではございませんけれども、昨年度までは商工農水部のほうで有害鳥獣というような形での捕獲等は行っておりました。ただ、ことしからはそういった特定外来生物につきましては、私どものほうで防除実施計画に基づきまして対応しておるといところでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之委員

済みません、どうもありがとうございます。決算ということで、これは直接は関係ないと思うんですけど、参考までにちょっとお聞きしたいんですけど、処分もなさっているということなんですけど、ある市民の方が、偶然アライグマを捕獲したときに、持って行ったけど、処分してもらえなかったというふうに伺ったんですけど、それはどういった事情なのかって、おわかりですか。

○ 加藤清助委員長

アライグマの捕獲処分について、対応。

○ 人見環境保全課長

基本は、市民の方からアライグマがおるよというような通報があった場合には、私どものほうでわなを仕掛けに行って、猟友会のほうにお願いをしておりますけれども、捕獲し

て、それを処分しております。中には、これはいけないんですけども、市民の方がおなを仕掛けてとったということがございます。その場合、捕まえたから何とかしてくれということで、現地に赴きまして、これ、基本的には、法律で禁じられておるので、これ、もうやめてくださいということに注意した上で、基本、私どもで引き取ってきて、そのままそこで逃がすわけにはいきませんので、引き取って処分はしておりますので、引き取ってもらえなかった事例というのは、ちょっと、ごめんなさい、私どもは把握しておりませんものですから、ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、ちょっと承知しておりません。申しわけございません。

○ 平野貴之委員

わかりました。

○ 加藤清助委員長

個人で捕獲されたやつの相談やったん。

○ 平野貴之委員

ということやったんですが。

わかりました。ありがとうございます。

○ 加藤清助委員長

他の委員の方。

○ 豊田政典委員

資料をありがとうございました。

平成25年度、平成26年度に議員政策研究会四日市公害分科会というのを議会でやっています、大変お世話になりましたことを、この場をおかりしまして改めてお礼を申し上げつつ、最初の資料ですけど、環境部の場合は総括的な文書がないので改めて請求しましたが、部長にお聞きするんですけど、僕、昨年度まで教育民生常任委員会に3年間連続でおりました、決算常任委員会教育民生分科会のたびに書式の統一であるとか、資料の書式までは言いませんが、つくり方の大体の統一性とか、あるいは、今回お願いしたような、み

ずからの自己評価、自己総括というのがあるべきだということで、決算常任委員会教育民生分科会の3部局それぞれに出し直しと言って、めっちゃ嫌われていたんですけど、今回お聞きしたいのは、そんな話を僕はある部長に、教育民生常任委員会が所管する部局の3部長のうちの1人に、これは全庁的に議論してくださいと2年ぐらい言ってきたんですけど、そんな話は出ていないですか。

○ 加藤清助委員長

そういう話は出たのでしょうか。

○ 川北環境部長

私もことしの4月から部長を拝命しておりますが、4月以降そういう話というのは、正直なところ聞いてございません。ただ、私どものほうで、冒頭でうちの課長のほうからご説明をさせていただきましたが、今回のこの追加資料を編集するに当たりまして、どういった順番であれば、一番委員の皆様にはわかりやすいだろうかということも議論していく中で、こういう形、これが総括表、あるいは目次、目次とはちょっと言えないかも知れませんが、そういった形で使えるということで、今後につきまして、環境部としてはこういった形、今度は多分予算常任委員会になろうかと思うんですけども、そういったことをしていきたいと思っておりますし、私のほうからも総務部等を初めもう一度話をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ぜひ議題にしていただきたいなということを申し上げつつ、今回の資料を時間内の中でつくっていただいて、ページ数も書いてもらって大変使いやすい内容にさせていただきましたが、生活環境課のところを読むと、課題とか反省点みたいなのところがあるんですが、その他のところは、こういうことをやりました、やりましたと、そんなものは既に出ている資料でわかるわけですよ。そうじゃなくて、私が望んでいたのは、期待していたのは、1年間を振り返って主要事業、その目標、1年間の各課の目標があるわけですよ。大きな目標がある中で各課ごとの1年間の仕事ぶりというのがあったはず。それを総括して、こんな成果があった、あるいは、こんな課題が残った、そういうことが、我々、この審査もそ

のためにやっているけれども、前段階として各課みずからがそういう行政としてのサイクルの一環としてやっているはずだと思うんです。そうでなければ、次年度の予算要求もできませんから、そういうことを書いてほしいなと思ったんですよ。だから、とにかく行政の資料を読むと、金額とやったこと、その事実関係だけで、あるいは理念的な話ばかりで、みずからの自己総括というのが欠けているので、ぜひ、あるかと思えますから、次回からは、そんな視点も持った資料づくりというのを、せっかく伝えていただくのであれば同時に伝えていただきたいなというのが、私の個人的な感想ですが、つくっていただいたことについて、参考にさせていただきながら、また後で質疑させていただきたいと思います。

一つ目は終わり。

○ 加藤清助委員長

一つ目はそういうことでした。

他の委員の方。

○ 村山繁生委員

資料ありがとうございました。四日市公害と環境未来館ですけど、県の支出は1327万円と書いてあるんですけども、県の絡みですけど、これだけなんですかね、四日市公害と環境未来館においては。

○ 加藤清助委員長

どこを見たらよろしいですか。

○ 村山繁生委員

主要施策実績報告書の115ページの下のほうです。

県の支出金、あと、県との絡みをちょっと聞きたいんですけど。

○ 加藤清助委員長

県はこれだけかというご質問で。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

岡田でございます。

県支出金、115ページの1327万3000円のところでございますね。これは、県支出金とい
います内容は、県からの支出に間違いはないんですが、いわゆる電源立地地域対策交付金
でございます。

それで、絡みという点では、この支出金ということで資料等々では紹介をしておるとは
思いますが、特に四日市市の資料収集というところでございます。金額については電源立
地地域対策交付金というところでございます。

○ 村山繁生委員

あと、県からの四日市公害と環境未来館に対しての支出金額は、もうこれだけというこ
となんです。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

おっしゃるとおりでございます。

○ 村山繁生委員

あとは、そうすると、例えば展示物とか、そんなものの協力とか、そんなのはあるんで
すか。

○ 加藤清助委員長

県の協力は、ほかのお金以外とか。

○ 人見環境保全課長

四日市公害と環境未来館を整備するに当たって、その前に公害に関する資料館（仮称）
あり方検討会というのを設けて、どういった形で整備していくかというようなことをご議
論いただいたわけですが、その中には、環境省であるとか、あるいは三重県の方にも
も入っていただいているいろいろご議論をいただいたところでございます。そのほかにも、や
っぱり整備に当たってはいろいろな資料とか、そういったところでもご協力いただいたと
いうことでございます。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

わかりました。

話は変わりました、資源集団回収なんです、今年度から助成金がなくなったということなんですけれども、違うんですか。

○ 伊藤生活環境課長

なくなったというわけではなくて、今まで全てのものに対して交付金を支出しておりましたが、この事業の中で、まず資源の回収という、循環型社会に資するという部分は当然あるんですが、もう一つが地域の活動に資すると、地域の盛り上げといいますか、そういったものに対しての側面もあるということで目的を明記しておるわけなんですけれども、ここ何年間かの話にはなるんですが、集積場であると、ある程度皆さんに寄せてもらって、紙の古紙業者さんに渡すという部分等については今までどおり事業として継続しております。ただ、各家庭が家の前に出して、隣のうちも家の前に出してといった形のような実施方法でありますとか、あと、行政の収集日と全く同じ日にやるとか、そういったようなものに関しましては、ちょっと支給対象からは外しておるという状況でございます。

そして、四日市市資源集団回収助成金交付要綱の改正自体は平成27年4月1日で行いまして、平成27年10月1日から、今現在は過渡期といいますか、周知期間ということで今現在やっておりますが、平成27年10月1日からはそういった形の支給対象になります。

○ 村山繁生委員

ある程度まとまったというところで、個別はもうだめなんだけれども、何か聞くところによると、もう3件ぐらい集まったらええんやということも聞いたもんで、だから、どこまでがええのか、きちっとした定義があるのかないのか、その辺をちょっと聞きたいんですけど。

○ 加藤清助委員長

資源集団回収について。

○ 伊藤生活環境課長

皆さんにお願いしておりますのは、例えば、新しい団地の一区画というと大体10軒ぐらいになるかと思いますが、そういうところ辺で一つというようなことはお願いはしております。ですので、一つの区画が、例えば小さな区画もあろうかと思いますが、そういうところであれば、逆に言うと5軒とか3軒というのものもあるかもしれませんが、皆さんになるべく願っておるのは、そういった形で、少なくとも家の前じゃなくて、なるべく5軒とか6軒とか、なるべくようけ集めていただいとということをお願いしております。明確な基準が、1軒はだめ、2軒はだめというふうな明確な基準というのは設けておりません。

○ 村山繁生委員

それを設けやんとややこしいですわ。きちっと定義づけてしてもらわんと。3軒やったら交付金をもらえるとか、そうせんとややこしいと思うんですわ。そういった定義は今後どうされるのかということ、ちょっと。

○ 伊藤生活環境課長

今後も、平成27年10月1日から、皆さん横並びといいますか、一斉の制度のスタートになりますもので、その中で、現況等を把握しながら今後の検討課題にしていきたいと思います。

○ 村山繁生委員

わかりました。

それと、もう一回、ちょっと参考のために聞くんですけど、生ごみの排出量なんですけど、水分をとるだけでも2割ぐらい違うんやというふうなことを聞いたんですけど、そうすると、その分、燃料費も少なくて済むと思うんですね。各家庭が水分を、業者でもあると思いますが、水分をとってから持ち込むのと、そのまま水分を含んだままどーんの重たいものを出すのとは全然また燃料費が違ってくると思うんですけど、その点はどうですか。

○ 伊藤生活環境課長

今現在、組成比率を見ますと、大体水分が半分入っています。正直、我が家でもそうなんですけど、うちのかみさんがやりますと、ほぼそのままやったりしちゃいますが、申しわけないんですけど、要は、三角コーナーに入れて持って捨てますから、三角コーナーを持

った段階できゅーっとひねってもらおうと、かなり水分が落ちると思うんです。そういったことをしていただくと、先ほど申し上げた50%ぐらいの組成比率が40%になるとか、40%はいきなり難しいかもしれませんが、45%であるとか、そういった形で水分量が落ちれば、当然今現在コークスとかを入れておりますが、そういった助燃剂的なものの使用量が減るというような形にはなると思います。もちろん今後についても同じような形にはなると思います。

○ 村山繁生委員

ある自治体では、各家庭に水切りバケツみたいなものがあるって、水を切ってからごみを出すというのが習慣になっておるんですけども、そういったことでも、全体的に見るとかなり違ってくると思うんですけど、そのようにやっぱり水分をとるということをもっともっと市民の方に周知せなあかんと思うんですけど、そういう点はどうですかね。

○ 伊藤生活環境課長

我々、大体年間で50回ぐらいごみ説明会をやっておりますが、その中で、各地区に行つて説明するに当たりまして、生ごみについては必ず水切りを、ちょっところやっ振るとか、さっきのように絞るとかというような形のことはお願いをしておる状況でございます。

あと、ごみガイドブックでありますとか、個別にご相談いただいた方に関しましては、やはりそういったことは常日ごろお願いしておるような状況でございます。

○ 村山繁生委員

やっぱり市を挙げてそういう水分を減らすという習慣を、やっぱりつけてもらわなあかんと思うんですよね。その辺の周知をお願いしたいという意見です。

○ 加藤清助委員長

意見で。

続けますか。

○ 村山繁生委員

一旦よろしいですわ。

○ 村山繁生委員

関連。

○ 豊田政典委員

今、村山委員の話、資源物、リサイクル率みたいな話を最初されましたよね。違いました。

○ 加藤清助委員長

資源集団回収。

○ 豊田政典委員

ちょっと違うんですけど。

○ 加藤清助委員長

関連じゃないけど、どうぞ。

○ 豊田政典委員

主要施策実績報告書120ページの真ん中の表で、資源化率を引き上げる、リサイクル率の実績が26.7%とありますが、これは何の数字で、どうやって計算するんですか。

○ 加藤清助委員長

数字の算出、どうやって算出した数字ですか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

生活環境課の前川でございます。

ここのリサイクル率というのは、資源化量をごみの総処理量で割ったものという形になります。ですので、昨年度より少しポイントは減っていますが、そういうような全体量からの割り出しになっています。

○ 豊田政典委員

そうすると、市の収集したごみの総量が分母で、そのうちの資源化したごみの総量と、そういう計算ですか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

資源集団回収で回収していただいたもの、それから行政で回収したのも全てを資源物とみなしております、それをごみの総量で割っておるといふような形で出させてもらっています。

○ 豊田政典委員

そうすると、先ほど質問があったような、資源集団回収は市のほうに回ってくるのかな。民間でやっているやつは別のルートに流れていきますよね。それは、実態は反映されないし、ごみの総量の中の資源集団回収を含めた資源化ごみとして出されたやつ、その率って、どういう意味があるんですか。これがふえるというのは。

つまり、民間回収なりがふえれば、言葉の上で資源物のリサイクル率というのは上がるわけですよ。だけど、それは反映されない数字だし、ごみの総量の中の資源化物として出された量がふえるというのは、どんな意味があるのかな。

○ 加藤清助委員長

社会全体との関係。

○ 豊田政典委員

社会全体との関係。さっきの総括で書かれているような、資源物として分別すべきものもやすごみへの混入が減ってくれば、リサイクル率がふえてくる程度はわかるんですけど、数字の意味がよくわからない。リサイクル率とは言いがたいですよ、これ。そのものではないよね。リサイクル率といえ、素朴に受けとめたのは、資源化リサイクルの対象となる総量があって、ごみとして、その中のリサイクルされた率と読み取れますやん、普通は。でも、そうではなさそう。ごみ全体のうちのリサイクル率というか。

○ 加藤清助委員長

一般的に、行政のこういうリサイクル率はこういう算出で出しておる数値なんですか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

ごめんなさい、理解が間違っておったらお許しいただきたいんですけど、我々が出す資源化率というのは、市全体で回収しているもの、可燃物、不燃物、それから資源物というふうな形で回収している。さらに、そこには、最近ですと、資源集団回収であったり、そういったもろもろの活動というものが全部実績として入ってまいります。そういったものの全体の中からのうち、資源化したものがどれだけかというふうなところでの割合で出していますので、民間で回収している部分については市のほうには実績としては入っておりませんので、今言われたことのお答えになっているかどうかわかりませんが、そういう試算になっております。

○ 豊田政典委員

そうすると、民間はちょっと置いておいて、市のかかっている業務の中で、ちょっと変な話になっていきますが、ごみは、理想形としては、100%全てのごみをリサイクルするというのは理想形としてあるとしますやん。そういった考え方のうちの一環としてリサイクル率を高めるという意味合いがあるのか、そうじゃないのか。どういうことなのかな。いずれは100%にするの。

○ 伊藤生活環境課長

何度も繰り返しになるかもしれませんが、このリサイクル率につきましては、国のほうからもいろいろこういった形での報告を求められておりまして、行政が把握できているごみの総量の中に占める資源化できたものの割合を報告しなさいということになっておりまして、全国的にこういった形での報告となっております。ですので、例えば民間事業者がみずから回収したりして、単純にいうと新聞屋さんが自主回収しておる、そういったものについては、我々ひとつも正直把握しておりませんもので、そういったものはこのリサイクル率の対象にはなっておりません。

あと、ごみの総量の分母として、例えば産業廃棄物の総量につきましても、これの中には入っておりません。ですので、いわゆる一般廃棄物と言われているごみの総量の中での、その中にどれだけ資源化できたものがあったのかということでの指標になっております。

○ 豊田政典委員

この分科会でどこまで突っ込んでいいか、委員長、またとめてくださいね。

今の話だと、国からの調査もあって、一般ごみをなるべくリサイクルしたほうがいいというのは基本にあると思うんです。いろんな技術的な背景とか手間とかいろいろあって、100%になれば一番いいですね。ごみでない、全部リサイクルするんだという世の中ができれば一番いいので、それに向かっての調査を国がしていて、これは僕の想像ですよ、そういう調査があるので、ここにも指標として出しているのか。それは確かに大切なことなので、指標として出されるのはいいんだけど、今現時点でもやすごみとかやっているし、実際には、資源化しようとしていない、それはそれで仕方がないと思いながら、なのにこの数字がリサイクル率と出てくると、まだまだだよと読むべきなのか、目標も4分の1やないか、3分の1やないかということなのか、よくわからない。

もっと言えば、民間の取り組みというのも、行政の仕事に関係ないわけじゃないですよ。これ、できるかどうかわかりませんが、民間の取り組みも含めた四日市市全体のリサイクル率みたいなもののほうが、先ほどの私が言った想像も含めて話しているような内容であれば、環境を守る環境部としてはより意味があるのかなと思ったりするんですけど、どうなんでしょうか。

○ 伊藤生活環境課長

行政としては、当然それぞれ計量したりしておりまして、当然量的には必ず把握している状況なんですけれども、正直、コンテナ等を置いて回収しておる事業者の量については、我々、大体この程度というふうな数字というのは教えていただくことはできるんですが、あえて言うなら細かい数字といいますか、ちゃんとした数字というのは、それは民間事業者の経営のほうの話に入っていきますもので、そういった部分については、正直お答えをいただけていない状況です。ですので、確かに豊田委員さんのおっしゃられる市全体としてのごみの中に、本当はどれだけ資源化できたものがあるのかというのを把握するというのはすごく大切なことやとは思いますが、ただ、一方で、そのデータをいただくことができない行政もおりまして、そこら辺の兼ね合いとしては、やはり全国的には行政として把握できている数字ということでこういった指標を出させていただいておるという状況です。

○ 豊田政典委員

じゃ、民間の部分はちょっと置いておいて、市の把握できる範囲のごみの中で、ここに書かれていることから推測すると、混入率を下げると、混入を少なくすることがこの指標の目的のようにも見えるんです。だとすると、目標が28.8%、実績が26.7%、これは一応100%にはならないですよ、もやすごみがあるもんで。幾つが最高点なんですか、混入がなかったら。この指標を置いて、一体何をしようとしているのかわからないわけですよ。

○ 加藤清助委員長

指標の表示の意味は何ですかということも簡潔に言ってもらいたいんですが。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

とってもとっても難しいお話でございます。

通常、市町村のリサイクル率、委員がおっしゃられるように100%にできれば、それに越したことはないのは当然のことだと思うんですが、通常、行政が処理したものの中で、リサイクル率というのは30%というのが一つの大きな目標であろうというふうなことはよく言われておりますが、私どものほうのこれまでの実績等々から申し上げますと、30%はちょっと厳しいところがあるという見方から、大体どこでも市町村が一般廃棄物処理計画というのを掲げておりますので、その一般廃棄物処理計画に基づいた目標値に向かって進めていくというのが現実的でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、お答えを総合的に私なりに解釈すると、今の現状の中でどうしてもリサイクルできないごみも当然かなりあるわけですね。だけれども、その中で、国として、市として、なるべく多くのごみを資源化していく方向で頑張っていると。いろいろ総合的に30%という目標も言われるけれども、それは、この先目指していくんですが、ここでは混入を少なくするというのを主に当面の目標としていて、30%を目安にしながら今頑張っているといったような話で、そんなストーリーで締めておけばいいですか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

とつてもありがたい話でございました。今年度につきまして、これ、今、平成26年度の実績でございますが、平成27年度につきましても、一般廃棄物処理計画で目標に掲げておる数値を目指して頑張ってきておるところです。

ただ、その後は、ご承知のように、ここで申し上げていいのかどうかあれですけど、新総合ごみ処理施設になって処理方法が変わりますので、こういったところは大きくまた変更になってくるというふうに思っております。ですので、考え方も随分変わってくるというふうに思いますが、少なくとも現状のところでは、今おっしゃっていただいたところでまとめていただくと非常にありがたいと、こういうことでございます。ありがとうございます。

○ 加藤清助委員長

じゃ、休憩させていただきます。あの時計で40分再開とさせていただきます。

15 : 28 休憩

15 : 39 再開

○ 加藤清助委員長

じゃ、おそろいですので、再開させていただきます。

引き続き質疑をお受けしたいと思います。

○ 山口智也副委員長

1点だけお願いいたします。主要施策実績報告書118ページで、資料を用意していただきまして、8ページ、9ページの部分で、北大谷斎場の修繕計画についてお聞きをしたいと思います。

アセットマネジメントでつり天井崩落対策工事及び空調設備機器更新等の大規模なものは平成28年度、平成29年度で一旦工事が終わって、平成30年度はもうないということで理解をしているんですけども、利用者の満足度の中で、目標が80%以上に対して63%にとどまっているというところで、やっぱり施設面の経年劣化を指摘する意見があったということで、できてから20年たっているわけですから、劣化をしているのは仕方がないことな

んですが、その他の修繕計画を見ますと、例えば内装関係の壁クロスの張りかえとか、こういうのを細々適宜対応していただいているということなんですけれども、なかなか毎日稼働している中で、大規模な改装、特に内装関係が大きいのかなと思うんですけれども、そこら辺を、なかなか手をつけていくのが難しいというのはわかるんですけれども、大規模な改修もやはりちょっと考えていかなければいけないのかなというふうに思っているんですが、そこら辺のご見解だけ伺いたいと思います。

○ 伊藤生活環境課長

山口副委員長が言われるのは、確かに経年劣化、葬祭棟のほうは約20年を経過しておる状況でございます。もちろん利用者の方からこういったアンケートの中で、施設、もうちょっと何とかというふうなご意見をいただいているのは重々承知はしておる状況でございます。ですもので、こういった表現は適切かどうかあれですけど、細かい修繕でありますか、特に簡単に終わるような形での修繕については、当然この式場の利用率も、特に式場2とか式場3であれば、7割を超えておるような状況でございますもので、当然指摘があれば早急な修繕というのはやってきておるつもりでございます。ただ、こういった形の大規模な修繕というふうな形になりますと、当然一旦どれだけかの期間、この式場の利用をとめなければならないという形になります。そうしますと、ここの利用を望まれる市民の皆様のご要望に応えることができなくなるというようなこともございます。ですので、副委員長がおっしゃられること、重々承知はしておるつもりでございますが、なかなか厳しい部分もあるのかなというふうに考えております。

ただ、逆にまだ20年というふうな形で考えますと、もう少したつたらとか、もう少し先にはまた修繕計画というのも別途立てる可能性も出てくるのかなというふうには思います。

○ 山口智也副委員長

ご答弁で、まだ20年ですので、今後30年とか、あと10年先とかというところを考えていくと、やはり大規模な修繕というところで位置づけていくということも、やっぱりお考えの中にはあるということですね。

○ 伊藤生活環境課長

将来的にはそういった可能性があるというような考えでございます。

○ 山口智也副委員長

やはりなかなか、豪華なつくりを望んでいるわけではないんですけれども、なかなか民間のああいった立派な斎場を使えないという方もやっぱり多いわけで、そういう方が最後に使うところで、計画時にはもう少し使い勝手のいいものを望みたいなというふうに思っています。

例えば、ちょっと細かいところですけども、アンケートにも二、三あったと思いますが、シャワーとかその辺だけでもつけてくれというような意見もありましたけど、やっぱり遠くから親戚とかが来たりすると、ホテルに泊まればいいじゃないかという話もありますけど、やはり皆さん家族が落ち着いて過ごしていただけるような空間というのも大規模修繕計画にはしっかり入れ込んでいただきたいなというふうに思いますので、要望になりますけれども、意見としてお伝えさせていただきます。

以上です。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑ある方。

○ 豊田政典委員

今のに関連しまして、アンケートのほうですけど、平成26年の満足できたという意見は63%というので、最初、資料を見たときに大変目についたので内容を知りたかったんですけど、きょうもらった資料の12ページを見ても、余りピンとくるような意見がないんですよ。11ページと照らし合わせると、一番低いのは葬祭場で53%だけれども、部屋が広過ぎたとか、そんなの改善するわけにはいかないし、必要もないような話なんですけど、あとは細かい意見が載っているんですが、決して高くない数字だと思いますけど、ほかにアンケートで把握したり直接意見で把握したり、全般的にどんな受けとめ方をされているのか。

○ 伊藤生活環境課長

いろんなご意見を頂戴しますもので、できる箇所については、可能な限り何らかの形で

修繕とか利便性の向上を図るような形を考えております。ですので、過去の話にはなりませんが、以前、特に待合室のほうなんかは全部畳だった部分があるかと思うんですが、あそこら辺につきましては、じゅうたんを置いて、椅子を用意するという形で、洋式的な、そういった形の部屋に改修といたしますか、そういったことをして、皆様のご要望にお応えさせていただいたこともございます。

○ 豊田政典委員

斎場なので、この11ページの4択でいくと、満足できたという評価がそんなにふえなくてもいいと本当は私は思うんです。普通でいいのかなと思うんですよ。値段も安いし。そういう意味で、満足できなかったというのがそんなにふえていないし、多くなっていない。だから、総合的には悪くない結果かなと個人的には思います。さっきからそうやって聞いていましたが。

ただ、山口副委員長が言われるような点とか、いろんなアンケートの意見、市民の意見で、接客であるとか委託の部分で改善できる部分とか、すぐに対応できるソフト面とか、そういうところはぜひ改善していってもらいたいし、個人的に何度か気になったことを言うと、なかなか利用者というか、喪主的にはわからないと思うんですけど、参列していると、あそこ式場が三つありますやんか、委託会社の方が何か物を運んだりするんですよ、後ろで。それがめっちゃうるさい場面というのが何回かありました、てな意見、例えばね。そういうふうな、すぐに改善できそうなところは改善してもらいたい。このアンケートの結果については、満足できなかったを減らすように。ほとんどないんですけど、満足度を上げる、最初なんで、大満足というのは逆に変だと思しますので、不満を消していただくようにしていただきたいなと思いました。

以上。

○ 川村幸康委員

交通渋滞のは、都市整備部とも含めてまた検討課題としておいてほしいなと思うし、光倫会館さんのところは、あそこから抜けられやんようになってから動かんわな。何であかんようになったのかもわからんけど、今は入れやんやろう。あそこ、向こうに抜けられるともう少々早いんやわな、あれ。そこがあったんやけど、信号のことはいいけど、一遍考えておいてほしいのが一つと、北大谷斎場のことなんやけど、少し出ておった意見と違う

であれなんやけど、つくるときに、既存のというか、葬祭場を持っている業者さんからは反対があったと思うんやわな。あったと思うし、それから、いろいろと使っていく中でも、葬祭場を持っておる人があそこを使って、持っていない業者さんをいじめるとかいろいろなことがあったやん。事業者間でどろどろとしたことがあったと思うんやけど、今、追加で資料を出してきてもらったものを見て、きのうかおととい休んでおったんやね。火葬炉のほうを、休んでおって。だから、菰野町へ行くと言っておったで、ああ、そうなんやと思っておったけど、修繕やら、休むことも要るんやろうで、そういったあれは必要なんやろうけど、山口副委員長が聞いておったように、修繕もしていって、もう一つはそういうのもあるんやろうけど、今の数でどうなんやという判断はどうしておるのかなと思って。だから、火葬件数は1日10件ぐらいで、式場が三つあるということは、内外問わず3割ぐらいは市民の人にサービスを安く市が提供しておるということになるんやろうけど、あとの7件ぐらいあるんやったら、それは民業圧迫にもならんのかなとか、いろんなことが考えられるんやけど、今後どうなんやというのを、やっぱりもうそろそろ、修繕もそうやけど、今あるのが三つでええのか、どうなんやというのを一遍ちょっと考えて、それからあと、周りもできてきたやろう、市町村も、菰野町やああいうところでもできてきたやんか。そうするとどうするべきかとか。お金もうけというか、営業として見るのか市民サービスとして見るのかによって随分と方向性が変わるなと思っておるもんで。そこらをきちっと考えたらどうかなと思って。あのときいろいろあったけど、つくって、今になると、20年たって、よかったなという判断を市は持つておると思うんやわ。でも、あのときつくったときも、民業圧迫やいろんなことを考えると、そこへ市が手を出さんほうがええという判断もあったと思うんです。それを乗り出して、荒らしてきて、そうしたら、次の道、民間業者の量もふえてきたのとあれとで、どうするかというのは一つの判断材料やなど。ただ、経済的に市が出すということは、ある程度安くということのニーズをすくい上げるのがどの程度なんかというのを一遍きちっとするべきかなと思って。それによって、全然、もう一カ所ぐらいつくろうかという話があってもええのか、あそこだけで充実なんか、どうなんやろうなと思って。

○ 加藤清助委員長

そこら辺はどうなんでしょうか。

○ 伊藤生活環境課長

まず、式場、今の北大谷斎場を整備する際に民間業者さんとのいろいろ話があったかとは思いますが。正直、整備計画があったのは20年以上前の話になろうかと思しますので、ちょっとそこら辺の詳細なデータを、私、持っておるわけやありませんもので申しわけないんですが、確かに四日市市内に式場、立派なやつが、ちょっと私、指で折って数えられる以上にあるかと思うんですけれども、そういったものがかなり整備されてきておるのが一つ現状としてあろうかと思えます。ですので、民間業者さんとの兼ね合いといえますか、そこら辺は当然考慮していかなあかん部分やとは思っております。我々、北大谷斎場を利用させていただき葬祭事業者さんとの連絡協議会といえますか、意見交換会というのを年2回実施しておりますもので、そういった中でいろんな意見はいただいております。事業者様との意見交換というのは、そういった場で、今後、川村委員が言われたようなことについては、一遍確認といえますか、一遍聞いてみてもいいかなというふうには思います。

また、今の北大谷斎場自体かなり立派なものかと思っております。ですので、そこを再整備といえますか、そういった形で全体を大きく改修するというのもなかなか勇気が要りますといえますか、そういったこともございますので、慎重には慎重を重ねてちょっと検討といえますか、研究はしていかなあかんのかなというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

考え方やけど、ずるずるしておると、もうせっぱ詰まってきたような考えの判断で間違うで、もう20年たったんやで、ある程度きちっとしたスパンを見てどうしようかという判断を決めていかんと、なかなか、あーっと言うたときには遅いで、次の部下がしていくでええわとか、次の者がしていくでええわという話と違って、もうそろそろそれをやり出したほうがええんと違うんかな。

これ、須原さんが部長でおったぐらいのときやろう、多分、その判断。と思うんやわ。だから、それぐらいのときやろうで、やっぱりきちっと、降って湧いた話やと、また五、六年かけて事業者方ともんでおったと思うでさ。もしするのであれば、きちっとそういうことを長期的なスパンに立って考えて、わからへんのやわ、20年たって、これでよかったなと思っておるだけでさ、あんたらもみんな。始めたころはわからへんさ。民間業者の圧迫なんかなというところもあるやろう、それから、どうやったんかなという、それから経

済的に困窮しておる方からとったら物すごく助かったなとか。随分変わったのは、わしらでもそうやもん、もう家で葬式をするってなくなったもん、ほぼ。20年前やと、ちらほら、あそこあそこは家でってあったけど、今はもうないもん。家でするほうが珍しくなったやん、この10年、20年で。だから、そういう動きを見ると、次どうするべきかというのは、財源処置も含めて考えていかんと。と、私はずっと思っておるで。だから、駐車場でも満杯になるのなら、2階建てのをつくるとか、せめてそんなのをせんとな。多いときやと、それぐらい。車上荒らし多いんやろう、あそこ、車上荒らし、駐車場。監視カメラも設置してあるし、よう看板に書いてあるやん、貴重品を置いていくな。だから、そんなやったら、やっぱりそんなことをきちっとするとか。幾つもするべきことはあるやろうで。やっぱりアンケートを踏まえたり、独自の目で、少しあそこは手直ししたほうがええんかなという気はする。特に駐車場やな。2階建てにしたり何かしたら、車上荒らし、少なくなるのと違うか、わからんけど。

○ 川北環境部長

斎場関係につきまして、まず、副委員長のほうからリニューアル、リニューアルといえますか、大規模修繕的な話につきまして、今の川村委員のほうと関連いたしますが、いわゆる葬祭場のほうと火葬場のほうとは全然性格が違うのかなと私どものほうは考えております。確かに葬祭場のほうであれば、我々よりは高額になるとは思いますが、まだ金銭的なものをちょっと置いておかせていただくと、かわりがありますが、火葬場については、近隣に行けば別ですけれども、四日市市が当然のことながら独占の状態であって、それが一月も二月も休むわけにはいかないのかなというふうな思いでおります。そういったことが一つと、それから、もう一つは、今川村委員のほうからおっしゃっていただいたことについては、今回資料でお示しいたしましたが、平成26年度までの実績とこれからの人口動態、それから、亡くなって火葬される方は、これは一定の率を掛けざるを得ないと思うんですけれども、ただ、少子高齢化という中で、少子化というよりも高齢化という中で、火葬の件数というのは、普通に考えたらふえていくのかなというふうな思いの中で、そういったことも踏まえながら、ここ1年、2年で結論が出ることはないかもわかりませんが、先ほどいただいた意見をもとに、ちょっと長期的な視野で考えていかなければならない課題であるというふうな理解をしております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

誰かがせなあかんのやで、誰がするのやとなったときに、声が上がって、気づいた人がしていかなあかんということでいくと、もうそろそろしたほうがええよということなんや、俺の言いたいことはな。誰かがするやろうと思ってせんとどたばたするよりは、誰かがきちっとそういうことを考えて、責任を持って処理していくと。それで、結論が出るかどうかは別やけれども、そういったことをきちっと、次の委員会なり予算審査をする中において、きちっと一遍報告をするというようなことがないと、誰かがするやろう、誰かがするやろうと後ろ回しになると、結局何にも準備できへんで、もうそろそろ準備をしていくということで考えていくと、結論まで出せとは思わへんけれども、考えていくプロセスなり考えていく足跡は残してこな。これはもういいですわ、答えは。

○ 加藤清助委員長

じゃ、来年度なり今後に向けて、北大谷斎場の将来的なあり方みたいなことを川村委員のほうから検討を進めるようにというご提言だったと思いますので、受けとめていただいて、またしかるべき時期に示していただければというふうに思います。

他の委員の方。

○ 豊田政典委員

次は、財産に関する調書、明細を見ながら聞きますので、準備をいただきたいなど。

財産に関する調書をずっとめくって行って、ちょっとよくわからないので、お聞きします。

○ 加藤清助委員長

何ページ。

○ 豊田政典委員

まずは63ページから衛生施設というのがある、墓地がずっとある。墓地がずっとあるけれども、生活環境課所管なんですけど、市内の全ての墓地じゃないと思うんですよ。全てではないと思うんですが、だとすると、ほとんど土地ですよ。土地が市の土地になっ

ている。市有地にしている基準はどうなっているのか、経緯がどうなのか、そうでないところと比べて。それぞれの墓地の管理はどうしているのかということ。これが一つ。

その次に、66ページから、今度はごみ集積所が変わるんですけど、これも、私、よくわかりませんが、例えば笹川なんか入っていないから、これも市有の土地とそうでないものがあるのかどうか。あれば、さっきと同じです。どういう経緯でこれは市有の置き場になっていて、どういう基準でそれが市有とそうでないのか。管理は自治会等がやっていると思いますが、何か自治会に管理というか、掃除したりするのは協力をお願いしている状態なのかな、そのあたりの現状を教えてくださいたいのと、その後ずっと見ていくと、78ページから普通財産になって、宅地になるんです。ずっと見ていって、ほとんど管財課所管やなと思っておいたら、82ページの川島町南部集会所が、土地ですけど、生活環境課の所管になっている。それから、84ページ、垂坂第3自治会の土地も生活環境課の所管になっている。この辺、これは理由がありそうなんですけど、なぜそういう所管になっているかということ。何か日常かかわっているのか、管理面。そのあたりを、三つに分けて答えていただければなと思いますけど。

○ 加藤清助委員長

今、豊田委員のほうから、財産に関する調書に示されている墓地及びごみ集積所が市有になった経緯と基準及び管理はどうなっているかということと、集会所で生活環境課所管になっておるのは、同じようにどういうことなんやということだったかと思いますが。

○ 伊藤生活環境課長

まず、墓地の関係でお答えいたします。

いろいろ墓地がありますが、これは、いわゆる我々、一般的に旧慣墓地というふうに申しておりますが、「旧」は「新旧対照表」の「旧」、「慣」は「慣れる」とか「慣用句」の「慣」、旧慣墓地ということで申しておりますが、これは、明治以前からその集落にあったお墓ということで、昔からある墓地です。そして、明治になりまして、地租改正があって、当時、明治以前の段階では、集落と行政が一緒のような形で維持管理をしていました。土地も集落の持ち物ということでありました。ただ、地租改正の中で、上と下を分ける、上のお墓については当然個人の所有みたいな形になるよと。ただ、下の土地の部分については、行政につけるか、それとも個人につけるかというふうな選択がされました。そ

の際に、行政につけるといふうな形になったものが、例えば当時の四郷村とかであれば、東日野町の墓地は、昔ながらの当時の村とかについているような形になります。その村というのは当然行政ですもので、それがそのまま四日市市になってきたときに、そのまま財産として引きずるといふか、そのまま所管がえという形で四日市市の土地になっているような状況でございます。

そして、管理につきましては、基本、墓地の管理委員会みたいな組織がそういった各墓地にはありまして、正直自治会さんと表裏一体にはなっておるんですが、墓地の管理委員会さんが管理をさせていただいておると。ちなみに私は西日野町なんですけど、西日野町の墓地につきましては、西日野町の墓地管理委員会がございまして、そこが管理をしております。そういった状況です。

そして、次、ごみの集積場についてですが、これは、開発を行った際に、今でしたらば、もやすごみが15世帯で1カ所、もやさないごみ及び資源の集積場ということで50世帯に1カ所、ごみの集積場を設置するようというところで開発の事業者さんに求めております。その中で、最終的に開発が終わった、ごみの集積場の整備が終わった段階で、底地については市が帰属を受けております。その関係で多数ございます。そして、当然ほかのごみ集積場でもそうなんですけれども、上物、ごみの集積場に関しては自治会管理、そこを使用してみえる方の管理というふうな形になっております。

あと、普通財産で、川島町南部の集会所につきましては、私どもの財産として持っております。上物につきましては自治会さんが建てられているという状況でお貸しをしております。あと、垂坂第3自治会につきましても同様でございます。

そして、あともう一カ所、旧富洲原洗眼所、これは昔の衛生課時代のものかと思いますが、場所的に言いますと、富洲原地区市民センターの1本南側に信号がございまして、その角地が道路の残地として、もともと洗眼所というのがあったわけなんですけど、道路の用地として確保してまいりましたが、その残地が残っている状況でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

墓地については、開発に伴って道路とかと一緒に、違うわ、話がごっちゃになった。そうじゃなくて、ごみはそういうことですよ。開発に伴って市に帰属したんだよと。それはそれでわかりましたが、墓地は、地租改正のタイミングが一つあったと言うんですけど、

それは、大半そうなのかもしれないですけど、66ページとか、楠地区は別にしても、平成になってからの坂部が丘とか阿倉川とかでありますやんか、新しいやつも。65ページも平成になってから取得したのが幾つかある。この辺はどうなんですか。その取得年度というやつ。

○ 加藤清助委員長

わかりますか。

○ 川村幸康委員

今までほったらかしやったんやろう。でも、自治会が気づき出して、法人登記し出したもので、させてくれと言って。

○ 加藤清助委員長

確認できますか。

○ 伊藤生活環境課長

全てを理解しておるわけじゃありませんが、今、川村委員がおっしゃられたように、その時々自治会さんからの申し出等によって市のほうに移されたものであろうというふうには推測しております。ただ、これが全てそうかといえば、ちょっとそれに関して正直なところ自信はございません。

○ 豊田政典委員

墓地の、先ほど言われた管理組合みたいな利用者の集まりにとってはあんまりメリットがないんですかね、市有地にしてもらっても。税金の関係があるのかどうかわからないですけど、管理は自分らでするし。

○ 伊藤生活環境課長

墓地自体は、基本的に課税はされておられません。市有地であっても民有地であってもどちらでも税金はかかっておりません。ただ、上物の管理、例えば草が生えたりとか木が伸びてきたりとかというふうな場合については、全て管理者、使用者の側で管理をしていた

だくと。草を刈ってもらうとか、そういったことはしていただいております。

○ 豊田政典委員

最後の宅地の二つ、三つのやつは、川島南部とか垂坂第3自治会、富洲原洗眼所と言われたのは見つけれないんですけれども、何か経緯があって生活環境課の所管になっているんですよね。それは、ほかは大管財課なんですけど、管財課に移す必要というのも別になんないんですか。

○ 加藤清助委員長

所管がえの必要性はないんですか。

○ 伊藤生活環境課長

川島町南部と垂坂第3自治会につきましても、もともと埋立処分場でありますとか、あと、清掃工場の関係があって、昔から生活環境課のほうがかかわりが深いという話の中で、うちのほうで所管を持っておる状況と解釈しております。

○ 加藤清助委員長

だから、必要性はないのかって。

○ 伊藤生活環境課長

必要性は、うちのほうで持つべきものかなというふうに考えております。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 加藤清助委員長

他の委員の方、ご質疑のある方。

○ 豊田政典委員

まだいっぱいあるよ、これ。

○ 加藤清助委員長

まだいっぱいあるんですか。

どうぞ。

○ 豊田政典委員

次は、じゃ、資源物の持ち去りについてちょっとお聞きしながら、これはぜひほかの委員の皆さんにも意見を聞きたいなと思って質疑をしていきますが、まず資料をいただきまして、ありがとうございました。詳しい資料をいただいて、まだ全部読み切れていないようなところもあるんですけど、じゃ、16ページあたりから、16ページの取り締まり状況の実績というので、通報件数が平成26年度は486件あったけれども、口頭指導に至ったのは1割にも全く満たないと。つまり、通報のみで終わっていますよね。

一方で、パトロールというのを毎日実施したり、その上ですけど、(3)、人件費を使ってやっている、監視というのがよくわかりませんが、それも何かやっている、一番最後、今後は警察との連携強化をしないと限界があるんだと、そんなのが県内各地に広がっているよという状況を説明いただいた。売却益というのを最初に出してもらったところ、4400万円ぐらいであると。そのうち、推定すると、16ページの一番上、1500万円ぐらいが持ち去りの被害ではないか。

実は、今から話をする内容は環境部も把握しているような内容だと思いますが、この前、笹川地区の自治会長会議でこのことはひとしきり話題になったんです。その中の意見を少し紹介すると、各単位自治会ごとにいろいろ苦慮している。当然知っていると思いますが、あえて言いますと、担当の方が自治会の中で当番をしますよね。そのときの対応がさまざまであって、危険な状態になった方もいたとか、あるいはどんどんどん持ち去りをする方が、する方というのは変ですけど、する車が公然とやっていくようになってきているし、悪質化している。具体的には、鍵をかけた集積所である場合にも、鍵を壊すケースが多発しているという話。防犯カメラを設置しようってな話とか、金はどうなんだとか、あるいは収集時刻を変えてほしいと言ったのか、午前の場合もあれば午後の場合もあるみた

いな話とか。ところが、やつらは朝から持っていくとか。警察に話をしてもなかなかやってくれないとか、住民、立ち番の人とのトラブルの話がたくさん発表されていたわけですよ。

僕が思うに、極論すれば、4400万円の売却益で1500万円相当の被害がある。そもそもというか、一つのきっかけで、何年か前に議員提案で、持ち去り禁止条例というのをある議員が一般質問したのに、そのタイミングで条例ができた。罰則規定をどうするかというのも議論になったりもした。私は、個人的にそのときから少し疑問があって、こういう事態、住民とのトラブルが、かえって条例化したために危険性が増すおそれがあるんじゃないかとか、あるいは、金のことで言えば、極論すれば、ただで集めてくれるので、やってもらったほうが得なんちゃうかとか、あほな話のように聞こえますが、パトロールやこういう監視云々、人件費や手間で幾らぐらいかかっているんだろうというのもわかれば答えてほしいんですけど、手間暇、金をかけていろいろパトロールしたり監視したり防止しようとしている割には、収益は4400万円に過ぎない。このあたりを1回見直した方がいいんじゃないかという話なんです、僕の話は。その中で、立ち番をしている方は大変苦勞して、各自治会が戸惑いながらいろんな対応を考えていますやんか。もしかしたらトラブルもあったかもしれない。けがをした方もいるのかどうか知りませんが、そんなことにもなりかねないのが現状、平成26年度もそうだったと思うんです。立ちどまって一度考える必要があるんじゃないかというようなことで、私の問題提起なんですけど、現状とか考え方を少し答えてもらって、少しほかの委員の皆さんもこの件で意見をいただいて盛り上がればなと思っているんですね。どうでしょうか。

○ 加藤清助委員長

持ち去り条例にかかわってでございますが。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

この持ち去り禁止の条例につきましては、平成20年度、平成21年度に議論をいただきまして、当時もこの委員会の中で、持って行ってもらえるんやったら別にええんちゃうのという意見が出ました。でも、歳入が減るんやで、それはあかんよねという議論を結構いただいた記憶がございます。当時、検察との協議に私も罰金の件で出向いておりましたが、そんな議論があるというのは各市町でも行われておりました。

現在、持ち去りの対策につきましては、先ほど課長のほうから説明をさせていただいたように、警察OBの方2人を雇用させていただいて、職員が1名ついて毎日早朝からパトロールをさせていただいております。現場のほうでは、職員が相手方の車に接触をしそうになるとか、ひかれそうになるとかということは多々ございます。危険な状況も顧みずみんなが体を張ってとめにいっているんですが、笹川地区においては、先ほどお話もありましたように、頻繁に車がやってきてというのは、もうこれは笹川地区だけではなくて、いろんなところで起こっておるんですけれども、周りを囲んで張り込んだこともあります。私らも車で相手を突きとめたりしたこともございますし、現在もやっていますが、我々に相手をとめるだけの権力、それから、そういった権限はございません。また、職務質問をするような権限もない、そういうふうな権限も持っていない状況で相手を拘束するのは極めて難しいというのが、最近物すごく実感としてございます。

そこで、警察の方々に協力を求めて、警察の方が一緒に張り込みを行っていただくというようなことを、最近になっていろいろと進めてきたわけでございます。通報件数が平成26年度は486件、そのうち、ほとんどが車のナンバーであるとか現状を伝えていただいているという状況なんです。その割に、交付しておる指導やら禁止命令、あるいは告発については件数が極端に少ないじゃないかと。これは、相手がとまらないんです。我々が体を張って前に出ても、それを避けて通って逃げていくわけです。信号無視、それから、一方通行の逆走、こんなことは当たり前なんです。そんな状況の中で、職員が追いかけて事故を誘発しては本末転倒な話やと。こういうようなことから、なかなか警告、それから、禁止命令、こういったものができていないというのが現状です。その中でも、ここには告発が現在4件ということですが、そのうち2件は罰金が確定しているというふうなところへこぎつけたのは、我々の中では一つの成果なのかなと。

それから、集積所においては、そういった人物、決して悪いやつばかりではないんです。いやいや、持っていくことは悪いですよ。持っていく行為は悪いです。でも、すごくおとなしいのも中にはいます。もう言うたら、言うことを聞いて、済みませんと置いて帰っていくのもいるんです。でも、中には金属バットを持っておりてくるとか、相手に唾をかけて逃げていくとか、我々の顔を見たら、笑って挑発して逃げていくとか、こういうのもいます。我々の車の後ろをあおってきて、荷物を振り落として逃げていくような者もいるんです。そういった者を相手に、住民の方々にとめてくださいというのは、私は求めれないと思っています。ですので、住民の方々には、申しわけないんですが、指をくわえて

見ておるわけにはいかんかもわからんけれども、何が起こるかわからないので、ちょっと無理やり制止するようなことだけは控えてくださいというふうな願いをしておるということでございます。

この話になると、どうしてもちょっと気持ちが入り過ぎますので、この辺でやめさせてもらっておきますが、現状はそんなところでございます。

○ 村山繁生委員

ちょっとお聞きますが、その告発4件のうち2件が罰金確定ということですが、この捕まえたというのは、たまたま警察がその現場を差し押さえたということですか。

○ 伊藤生活環境課長

これは、いろんなケースがあるわけなんですけれども、警察が押さえたものばかりではありません。うちがたまたま、たまたまと言うとあれですけれども、上手に運よくわなにかかってくれた場合は、上手に押さえ込みといいますか、本人を確保して、その場で命令を切ったりであるとか、告発に向けたちゃんとした手続を踏めるような材料を集めることができた場合もあります。

○ 村山繁生委員

場合もありますというか、この場合はどうやって告発をこういうふうに確定したのかという経緯をちょっとお聞きしたい。

○ 加藤清助委員長

現行犯とかビデオとか、そういう形での告発。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

済みません、まず最初の1件は、ずっと頻繁に来ておる人間でございまして、それらをビデオカメラで撮影し、あるいは現場で制止して指導をし、警告書を出し、禁止命令まで出しというふうなところまで1年がかりで追いかけた人間なんです。アジトもわかりましたし、車両も特定できたと。それから、人物も特定できて、顔、名前、それから車のナンバー、そういったものが一致して、特定できたために告発行為を行えることになったと。

そこで、同時に、この1件については、ここにはちょっと載せておりませんが、同じ人物が鈴鹿市でも犯行に及んでおったということで、鈴鹿市が同じように告発をしておりますので、四日市市と鈴鹿市の合同での起訴ということで警察のほうに告発をさせてもらったんですが、警察の出頭には応じましたけれども、検察のほうへ送られたときに検察への出頭には応じなかったため裁判になったという事例が1件。それから、もう一件は、先ほど申し上げたように、おとなし目の方でしたので、我々の制止に従ったというのが続けて2回ありまして、命令違反ですよということで警察へ引き渡しをさせていただいたと、こういうことでございます。

○ 村山繁生委員

ありがとうございます。

本当にご苦労さまでございますけれども、これは捕まってもまた繰り返すということも十分考えられますわな。そうですわな。

あれは、探知機というんですか、GPSか何か。そんなのをということもやったことはあるんですか。

○ 伊藤生活環境課長

今年度はまだしておりませんが、昨年度、我々のというわけじゃないんですが、事業者様、ここに書いてある製紙原料商工組合、そちらさんのほうがそういったことに協力していただいて、それでGPSを何度か仕込んでおります。ただ、電池がなかなかもたないのとか、そういった状況がございまして、なかなか終点までといいますか、そこまでは捉え切れていない部分もあります。

○ 村山繁生委員

あと、まだ実績としてはそのGPSによる逮捕はないということですね。

ありがとうございます。

○ 加藤清助委員長

他の委員の方、条例にかかわることで。

○ 川村幸康委員

5時まで。長そうやな。

○ 加藤清助委員長

ようけあると言ったので。

条例にかかわって、ほかにありますか。

○ 豊田政典委員

現状、報告していただいて、別に市を責めようという意図で話しているわけではないことは理解いただきたいし、話を聞いていると、悪質なケースについてはもう完全に警察の世界ですよ。だから、市役所の範囲も超えているし、ましてや自治会の皆さんというか、立ち当番の皆さんに危険が及ぶような状況になってはいけないので、まずは笹川地区の会議でも皆さん、迷っているわけですよ、どこまでやったらええものかとか、自腹で監視カメラをつけようと言う人もいるし、自治会長もね。だから、まずは放っておくと、そういう場合は、という方針であれば、そのことをもう一度徹底してもらう必要があるのかなと。自治会長もかわっていきますから、年々かわっていく場合もあるので、一方で、立ち当番の人は責任感があるのか、いろんな理由で防ごうと思ったり制止しようと思う方もみえるので、改めて徹底してもらう必要があるのかなと思うし、立ち当番というのは、そもそも捕まえようと思って立っているんじゃないで、町内の人の出し方を見ているわけですよ、多分。だから、その話。

あと、鍵を壊すとか、網を切られるとかいう被害も出ている。この辺はどうしたものかなと思いますけど、その鍵は要るのかいなみたいな話なんですよ。持ち去りを禁止しなければ、要らないのかもしれないです。僕は余り詳しくないので。だから、そのあたりについても、考えがあれば、じゃ、教えて。

○ 伊藤生活環境課長

2点、まず、方針の徹底というところ辺でございしますが、今年度特に分別区分の変更ということで、今後、各単位自治会さんとかを回っていく話になろうかと思っています。いろんなお話をいただく中で、そういった危険性といいますか、あえて持ち去りをしている者に対して何かを仕掛けるとか、仕掛けるといって変ですが、何か声をかけるとかそういった

ことはしないようにというふうな形の場合は、そういった説明会の中でちょっとお伝えをしていけたらどうかなどは思っております。

あともう一つ、鍵を壊すとか網を壊すとかというのは、当然これは器物損壊罪というふうな形での刑罰のほうになろうかと思っております。確かに条例がなかったら、もう鍵なくてもいいよねというふうなことはございますが、今現在条例が存在している状態では、全くなしというのをこちらからお勧めするというのもなかなか言いづらい部分なのかなとは思っております。

○ 豊田政典委員

説明会云々って話、新総合ごみ処理施設に関するごみの出し方が変わってというような説明はほとんど終わったと聞いているんですけど、そうじゃないの。まだ、もう一回やるのか。

○ 伊藤生活環境課長

各自治会長さんだけが寄っていただく自治会長会議に関してはほとんど終わっております。ただ、もう既に自治会長会議の中で我々がお聞きしているのは、やはり組長さんとか各単位自治会でやるような場合も、当然ごみの説明会をやってほしいというような自治会さんが、ようけあります。もう既に何件かの予約が来ておるわけなんですけれども、そういったところに当然出向かせていただきますけれども、そういった中でお伝えができればいいのかなというふうにはまず思っております。

○ 豊田政典委員

それは要請があったところだけに限られる話なので、私が言っているのは、今現在既に苦慮している自治会が多いように感じましたので、もっと別の方法を考えてもらう必要があるのかなと思います。大々的に広報紙で言うわけにもいかない。犯罪者のほうが見たら、これは楽勝だと思うかもわからないのでね。そのあたりは難しいと思いますが、工夫してもらう必要があるのかなと。何か大きな事件が起きる前に、ぜひ私の話も頭に入れていただいて対策を考えてほしいな、平成26年度の決算を踏まえてという話でした。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑はございますか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 加藤清助委員長

まだ大分あります。

○ 豊田政典委員

いや、短くしようと思えば、5時まで。

○ 川村幸康委員

あしたにしよう、もうこれで。終わらへんやろう。

○ 加藤清助委員長

どうでしょう。思っておったのは、この決算関係部分の決が出るのかなとは思っておったけど、あと条例の議案と協議会もあるんですわ。ぼちぼちという声も上がりましたので、ここら辺でよろしいですか、締めても。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

じゃ、月曜日やね。じゃ、本日はこれまでといたします。

16 : 35 閉議